

# 研究ノート エネルギー安定供給法案(脱・脱炭素法案)

エネルギー安定供給の確立のための脱炭素関連法令の廃止等に関する法律案

杉山 大志

キャノングローバル戦略研究所 研究主幹

2026年7月1日

## 序文

日本では 2050 年温室効果ガス実質ゼロを目標に掲げるグリーントランスフォーメーション(GX)計画の下でエネルギー基本計画が策定されるなど、脱炭素がエネルギー政策に優先されるという本末顛倒の状態にある。[1][2][3]

だが脱炭素を正当化する気候危機説には科学的根拠はない。このことは米国気候作業部会報告等によって明らかにされてきた。[4][5] 食料生産の増加など CO2 の便益は明らかである。[4][6] その一方で台風などの災害の激甚化は統計的に確認されておらず、この状態は今世紀の終わりまで続くことは IPCC も認めるところである。[4][5][7]

また日本が 2050 年までに CO2 排出をゼロにしたとしても、それによる地球平均の気温低下は 0.006°C 以下に過ぎない。[5][8] 脱炭素政策は、費用対便益の観点から正当化不可能である。[5][7][8]

一方で脱炭素政策の弊害は明白である。石炭の利用が抑制されることはエネルギー安全保障を損なっている。[9] 再エネの推進は光熱費高騰を招き経済を損なっている。[8][10] 政府計画どおりに進むと脱炭素には今後 10 年で 150 兆円が投資されるが、これは極めて効率の悪い投資であり経済を衰退させる。[3][11] 2040 年断面での電気代は年間 30 兆円規模で増加するおそれがある。[10] これは国税分の消費税収を上回る規模である。[12]

以上のことから、脱炭素政策をただちに全廃することが日本の国益である。[11]

脱炭素に関連する法令は増え続けてきたために、これを一括して廃止するためには東ね法が必要になる。[11] 本稿は、その提案である。

## 参考文献

- [1] 外務省「日本の排出削減目標」令和 8 年 4 月 2 日。[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w\\_000121.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html)
- [2] 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画について：第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月）」2025 年 2 月 18 日閣議決定。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic\\_plan/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/)
- [3] 経済産業省「『GX2040 ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂』が閣議決定されました」2025 年 2 月 18 日。  
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004.html>
- [4] Climate Working Group, United States Department of Energy, A Critical Review of Impacts of Greenhouse Gas Emissions on the U.S. Climate, July 23, 2025.  
[https://www.energy.gov/sites/default/files/2025-07/DOE\\_Critical\\_Review\\_of\\_Impacts\\_of\\_GHG\\_Emissions\\_on\\_the\\_US\\_Climate\\_July\\_2025.pdf](https://www.energy.gov/sites/default/files/2025-07/DOE_Critical_Review_of_Impacts_of_GHG_Emissions_on_the_US_Climate_July_2025.pdf)
- [5] 杉山大志「気候作業部会・日本版報告書を作成：データが語る日本の気候と政策」キヤノングローバル戦略研究所、2025 年 10 月 10 日。  
[https://cigs.canon/article/20251010\\_9294.html](https://cigs.canon/article/20251010_9294.html)
- [6] 杉山大志「ワーキング・ペーパー（25-007J）CO2 増加の好影響の環境経済学的評価」キヤノングローバル戦略研究所、2026 年 6 月 8 日。  
[https://cigs.canon/article/20260608\\_9920.html](https://cigs.canon/article/20260608_9920.html)
- [7] 杉山大志「データが語る気候変動問題のホントとウソ」（電気書院 2025 年）、p25「IPCC は異常気象について本当は何を言っているのか」  
<https://www.amazon.co.jp/dp/4485301257/>
- [8] 杉山大志「脱・脱炭素時代のエネルギー、日本も大転換を」キヤノングローバル戦略研究所、2025 年 1 月 30 日。  
[https://cigs.canon/article/20250130\\_8604.html](https://cigs.canon/article/20250130_8604.html)
- [9] 杉山大志「米国産石炭輸入の意義 エネルギー安保の柱として検討を」キヤノングローバル戦略研究所、2026 年 6 月 29 日。  
[https://cigs.canon/article/20260629\\_10011.html](https://cigs.canon/article/20260629_10011.html)
- [10] 杉山大志「『研究ノート』第七次エネルギー基本計画に基づく 2040 年発電コストの試算」キヤノングローバル戦略研究所、2026 年 6 月 11 日。  
[https://cigs.canon/article/20260611\\_9936.html](https://cigs.canon/article/20260611_9936.html)
- [11] 杉山大志「脱・脱炭素法：史上最大の規制緩和で 150 兆円の経済効果」キヤノングローバル戦略研究所、2025 年 10 月 7 日。  
[https://cigs.canon/article/20251007\\_9269.html](https://cigs.canon/article/20251007_9269.html)
- [12] 財務省「消費税について教えてください。」令和 7 年度予算における国税分消費税収。[https://www.mof.go.jp/tax\\_information/qanda022.html](https://www.mof.go.jp/tax_information/qanda022.html)

## 要旨

本稿は、脱炭素及び再生可能エネルギー推進を目的として既存法体系の各所に組み込まれた規制、賦課金、補助金、計画、政府調達、開示制度等を一括して廃止、停止又は整理するための法律案の構想を示すものである。

本法律案は、再エネの政策的優遇などの脱炭素政策を取り除くことにより、結果としてエネルギー選択の歪みを是正し、化石燃料および原子力を活用した安定的かつ安価なエネルギー供給の実現に資することを目的とする。

本稿では、法律案要綱をまず示し、次に法律案本文をその附則と別表まで合わせて提示する。次いで、この束ね法律案によって実施される関係法律の個別改正文及び関係命令等の整備方針についても示す。

## 目次

|  |    |
|--|----|
| 序文.....                                  | 2  |
| 第1部 法律案の概要及び本文.....                      | 6  |
| 1 法律案提出の趣旨.....                          | 6  |
| 2 基本設計.....                              | 6  |
| 3 法律案要綱.....                             | 6  |
| 4 法律案本文.....                             | 8  |
| エネルギーの安定供給の確立のための脱炭素関連法令の廃止等に関する法律案..... | 8  |
| 5 附則.....                                | 10 |
| 6 別表第一から第四まで.....                        | 14 |
| 6.1 別表第一 廃止する法律.....                     | 14 |
| 6.2 別表第二 改正する法律.....                     | 16 |
| 6.3 別表第三 失効・停止する制度.....                  | 18 |
| 6.4 別表第四 停止する予算・基金・補助事業.....             | 22 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 7 別表第一関係法律の廃止及び経過措置 .....        | 26 |
| 第Ⅱ部 関係法律・制度の個別措置.....            | 28 |
| 8 別表第二関係法律の個別改正文及び関係命令等の整備 ..... | 28 |
| 8.1 建築物省エネ法 .....                | 28 |
| 8.2 省エネ・非化石転換法.....              | 32 |
| 8.3 供給構造高度化法 .....               | 35 |
| 8.4 港湾法.....                     | 37 |
| 8.5 航空法及び空港法 .....               | 39 |
| 8.6 電気事業法関係 .....                | 41 |
| 8.7 グリーン購入法 .....                | 43 |
| 8.8 石油石炭税法・租税特別措置法・特別会計法.....    | 45 |
| 8.9 金融商品取引法関係 .....              | 46 |
| 8.10 資源有効利用促進法.....              | 47 |
| 8.11 プラスチック資源循環促進法 .....         | 49 |
| 8.12 みどりの食料システム法.....            | 50 |
| 9 参考資料リンク.....                   | 52 |

## 第1部 法律案の概要及び本文

### 1 法律案提出の趣旨

脱炭素政策は、温対法、GX 推進法、再エネ特措法、省エネ・非化石転換法、建築物省エネ法、供給構造高度化法、電気事業法、政府調達、金融開示、税制、予算・基金、地方計画等に横断的に組み込まれている。個別制度を一つずつ見直すだけでは、別制度に同じ目的が残り、国民負担、電気料金上昇、産業活動への制約などの弊害を除きることが出来ない。このため、本法律案は、脱炭素に関連する法令等を束ね型の法律案として一括して廃止、停止又は整理する。

### 2 基本設計

表2 基本原則

| 原則            | 内容   |
|---------------|--|
| 脱炭素を最上位目的にしない | 温室効果ガス削減より、エネルギーの安定的かつ安価な供給を優先する。                  |
| 再エネ特別優遇を終了する  | FIT/FIP、賦課金、補助金、優先接続、促進区域、調達優遇等の再エネ支援措置は廃止又は停止する。  |
| 既発生権利義務を清算する  | 単純廃止・停止では訴訟・補償・会計処理等の問題が生じるため、時限的な清算勘定を設け、清算を実施する。 |

表3 本法律案の基本的構成

| 柱                              | 内容  | 狙い                        |
|--------------------------------|---|---------------------------|
| 1 脱炭素を推進する法律の廃止                | 温対法、GX 推進法、再エネ特措法、再エネ海域利用法、低炭素水素法、CCS 事業法、低炭素都市法などを廃止対象に置く。   | 脱炭素を上位目的化する法体系を止める。       |
| 2 法改正による温室効果ガス・非化石・脱炭素関連の条項の削除 | 省エネ・非化石転換法、建築物省エネ法、供給構造高度化法、電気事業法、港湾・空港、調達、税制、開示、農業・資源循環等から脱炭素に関連する条項を削除する。                               | 既存法に埋め込まれた義務と不利益取扱いを取り除く。 |
| 3 再エネ等の脱炭素に関する補助金等の予算の停止・清算    | FIT/FIP、再エネ賦課金、GX-ETS、化石燃料賦課金、非化石証書、Jクレジット、長期脱炭素電源オークションの再エネ電源並びに蓄電池・揚水式水力に係る支援部分、GX債、基金、補助金、交付金を停止・清算する。 | 国民の光熱費負担を抑制する。            |

### 3 法律案要綱

法律案の要綱を以下の表に示す。

表 4 法律案要綱

| 項目                     | 要綱   | 条文化時の注意                       |
|------------------------|--|-------------------------------|
| 一 趣旨                   | エネルギーの安定的かつ安価な供給を確保するため、脱炭素を目的として設けられた法令、制度、賦課金、補助金、計画及び政府調達制度を廃止・停止・整理する。     |                               |
| 二 定義                   | 脱炭素関連法令、脱炭素関連制度、再エネ特別支援措置、清算対象権利義務等を定義する。                                      | 定義は広くしすぎず、別表第一から第四までで限定する。    |
| 三 基本原則                 | 脱炭素を最上位目的とせず、脱炭素を理由とする規制・負担・優遇を整理する。   |                               |
| 四 廃止する法律               | 別表第一に掲げる法律を廃止する。   |                               |
| 五 関係法律の改正              | 別表第二に掲げる法律について、脱炭素、温室効果ガス削減、非化石転換、再エネ優遇に係る規定を削除する。                             | 新旧対照を作成する。                    |
| 六 失効・停止する制度            | 別表第三に掲げる制度、計画、登録簿、証書、算定・報告制度、長期脱炭素電源オークションの再エネ電源並びに蓄電池・揚水式水力に係る支援部分等を失効又は停止する。 | 根拠法、政省令、告示、基本方針を制度ごとに確認する。    |
| 七 停止する予算               | 別表第四に掲げる予算、基金、補助事業、交付金及び支援措置の新規執行を停止する。  | 交付決定済み案件は清算条項へ回す。             |
| 八 再エネ特別支援措置の禁止         | 再エネ電気について、固定価格買取、基準価格支援、賦課金、優先接続・調達、促進区域その他の特別支援措置を講じてはならない。                   |                               |
| 九 CO2 排出を理由とする不当な制限の禁止 | 国及び地方公共団体は、CO2 排出を理由として、エネルギー利用、事業活動、調達等を不当に制限してはならない。                         |                               |
| 十 既発生権利義務の清算           | 施行日前に発生した認定、交付決定、契約、証書登録、債券、保証、未払精算金等を整理するため、時限的な清算機構又は清算勘定を設ける。               | 新規支援禁止、残余財産国庫返納、期限を明記する。      |
| 十一 政省令・告示・計画の整理        | 政府は、施行後一定期間内に関係政省令、告示、基本方針、基本計画、補助要綱、調達基準を整理する。                                | 委任範囲を明確にする。                   |
| 十二 施行期日・経過措置           | 公布後一定期間を置いて施行する。新規認定・新規支援は公布日又は施行日に停止する。清算規定は先行施行も検討する。                        |                               |
| 十三 別表                  | 別表第一から第四までを設ける。  | 別表は限定列挙。漏れは政令委任又は追加法律改正で処理する。 |

#### 4 法律案本文

以下は、法律案本文の条文案である。本則では、定義、基本原則、廃止・改正・失効・停止、再エネ特別支援措置の禁止、CO2 排出を理由とする不利益取扱いの禁止、国際目標等の国内実施措置の効力制限、地方公共団体の措置及び政令委任等を定める。

#### エネルギーの安定供給の確立のための脱炭素関連法令の廃止等に関する法律案

##### 第一条(目的)

この法律は、国民生活及び経済活動に不可欠なエネルギーの安定的かつ安価な供給を確保するため、脱炭素又は二酸化炭素排出削減を目的として設けられた法令、計画、賦課金、補助金、規制、政府調達制度、開示制度その他の制度を廃止し、停止し、又は整理することにより、化石エネルギー及び原子力エネルギーを不利にする現行制度上の歪みを是正し、もって国民生活及び産業活動の基盤であるエネルギー供給の安定に資することを目的とする。

##### 第二条(定義)

この法律において「脱炭素関連規定」とは、二酸化炭素又は温室効果ガスの排出削減、非化石エネルギーへの転換、再生可能エネルギーの特別な推進、脱炭素、カーボンニュートラル、カーボンフットプリント、ライフサイクルカーボンその他これらに類する事項を目的又は基準とする規定をいう。

2 この法律において「再エネ特別支援措置」とは、再生可能エネルギー電気について、固定価格買取、基準価格支援、賦課金、優先接続、優先調達、促進区域、補助金、交付金、税制優遇、政府調達上の優遇その他通常の市場取引を超える特別な支援をいう。

3 この法律において「清算対象権利義務」とは、この法律の施行前に別表第一から別表第四までに掲げる法律、制度、予算、基金又は事業に基づき既に発生した認定、登録、契約、交付決定、保証、出資、債権、債務、納付金、交付金、証書、クレジット、排出枠その他の権利義務をいう。

##### 第三条(基本原則)

この法律による廃止、改正、失効又は停止は、脱炭素関連規定、再エネ特別支援措置及びこれらに係る予算措置を対象とする。

2 この法律は、化石燃料又は原子力の利用を直接推進する新たな義務、補助、優遇又は計画を設けるものではない。

3 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物、騒音、振動、悪臭、保安、防災、原子力安全、労働安全、健康被害防止その他地域環境又は安全の確保を目的とする規制は、この法律による廃止、改正、失効又は停止の対象としない。

##### 第四条(脱炭素関連法律の廃止)

別表第一に掲げる法律は、この法律の施行の日に廃止する。

2 前項の廃止に伴い必要な経過措置及び清算措置は、附則で定める。

##### 第五条(関係法律の改正)

別表第二に掲げる法律は、附則で定めるところにより、脱炭素関連規定、脱炭素関連制度、題名中の脱炭素関連文言その他これらに準ずる部分を削るものとする。

2 前項の改正に当たっては、二酸化炭素排出削減、温室効果ガス排出削減、脱炭素、非化石エネルギーへの転換、再生可能エネルギーの特別な推進、カーボンフットプリント、建築物通算炭素排出量評価その他これらに類する事項に係る規定を対象とし、環境、安全、保安、防災又は健康被害防止に係る規定を対象とはならない。

3 政府は、この法律の施行後速やかに、別表第二に掲げる法律に基づく政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式、指針、ガイドラインその他の関係命令等について、第一項の趣旨に従い必要な改正又は廃止を行わなければならない。

#### **第六条(脱炭素関連制度等の失効又は停止)**

第四条及び第五条に伴い、別表第三に掲げる計画、方針、制度、登録簿、証書、クレジット、取引制度、算定制度、報告制度及びこれらに準ずるものは、この法律の施行の日にその効力を失い、又はその新規実施を停止する。

2 別表第三に掲げる制度のうち、法律上の根拠規定の改正を要するものは、第5条及び附則に定める関係法律の改正により処理する。

3 前二項の規定は、清算対象権利義務の整理に必要な範囲で、記録の保存、過不足金の精算、未了取引の終了処理その他政令で定める行為を妨げない。

#### **第七条(脱炭素関連予算等の停止)**

第四条及び第五条による関係法律の改正及び別表第四の整理に伴い、別表第四に掲げる予算、基金、補助事業、交付金、支援契約、債券発行、債務保証、出資、助成及びこれらに準ずるものについては、この法律の施行の日以後、新規の採択、交付決定、契約、保証、出資、債券発行又は支援を行ってはならない。

2 別表第四に掲げる予算等の停止に際し、法律上の根拠規定の改正を要するものは、第5条及び附則に定める関係法律の改正により処理する。

3 施行日前に発生した債権債務、交付決定、契約、保証、出資、未執行額、残余財産その他清算に必要な事項は、附則に定めるところにより処理する。

#### **第八条(再エネ特別支援措置の禁止)**

国及び地方公共団体は、再生可能エネルギー電気について、固定価格買取、基準価格支援、賦課金、優先接続、優先調達、促進区域、補助金、交付金、税制優遇その他の再エネ特別支援措置を講じてはならない。

2 前項の規定は、一般の電力取引、一般の設備投資、災害復旧又は安全確保のための措置を禁止するものではない。

#### **第九条(温室効果ガス排出を理由とする不利益取扱いの禁止)**

国及び地方公共団体は、法令に明示された環境、安全、保安、防災又は健康被害防止の目的に基づく場合を除き、温室効果ガス排出のみを理由として、燃料調達、発電、輸送、製造、建築、金融、政府調達、入札、許認可、補助金、税制又は開示について不利益な取扱いをしてはならない。

#### **第十条(国際目標等の国内実施措置の効力制限)**

国際的な温室効果ガス削減目標、NDC、地球温暖化対策計画、GXビジョンその他これらに類する文書は、国民、地方公共団体又は事業者に対し、新たな義務、負担、調達要件、補助要件、金融支援要件、開示義務又は不利益取扱いを課す根拠として用いてはならない。

#### **第十一条(地方公共団体の措置)**

地方公共団体は、この法律の趣旨に従い、条例、計画、補助金、調達方針、入札基準、認定制度その他の措置のうち、脱炭素関連規定又は再エネ特別支援措置に該当するものを整理するものとする。

## 第十二条(実施状況の公表)

政府は、毎年一回、別表第一から別表第四までに係る廃止、改正、失効、停止及び清算の進捗、未了債務、未収金、未払金、残余財産、国庫返納額並びに追加立法の要否を公表しなければならない。

## 第十三条(政令への委任)

この法律の施行に必要な経過措置、清算手続、記録保存、登録簿の閉鎖、未了取引の処理、残余財産の返納その他必要な事項は、この法律に定めるもののほか、政令で定める。

## 5 附則

附則は、施行前に発生した認定、登録、契約、交付決定、保証、出資、債権債務、納付金、交付金、証書、クレジット、排出枠その他の法律関係について、制度終了に伴う清算、記録保存、既発生債務の履行、過不足金の精算、残余財産の国庫返納その他必要な経過措置を定める。

### 附則第一条(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、別表第三に掲げる制度の新規措置の停止、別表第四に掲げる予算、基金、補助事業その他これらに類する支援措置の新規採択又は新規交付決定の停止、並びに第八条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

政府は、前項の施行日までに、この法律の施行に必要な政令、省令、告示、様式、基本方針、判断基準、ガイドラインその他の命令等の整備を完了しなければならない。

### 附則第二条(一般経過措置)

この法律の施行前に別表第一から別表第四までに掲げる法律、制度、予算、基金、補助事業その他の措置に基づきされた処分、申請、届出、認定、登録、指定、計画、契約、交付決定、支援決定その他の行為は、この附則に別段の定めがある場合を除き、清算、終了処理、記録保存、返還、過不足調整又は訴訟対応に必要な限度において、政令で定める期間、なお従前の例による。

前項の規定は、脱炭素関連制度の新たな推進、継続、拡大、追加支援又は新規負担の発生を認めるものと解してはならない。

### 附則第三条(別表第一関係法律の廃止に伴う経過措置)

別表第一に掲げる法律は、この法律の施行の日に廃止する。

前項の廃止により消滅する制度に係る認定、登録、計画、報告、算定、証書、排出枠、補助、支援、賦課又は負担については、この附則に定める清算規定に従い処理する。

別表第一に掲げる法律に含まれる安全、保安、防災、原状回復、漏えい防止、健康被害防止、記録保存、損害賠償その他清算又は安全確保に必要な規定については、政令で定めるところにより、必要な限度でなおその効力を有する。

### 附則第四条(別表第二関係命令等の整理)

政府は、別表第二に掲げる法律の改正に伴い、当該法律に基づく政令、省令、告示、様式、基本方針、判断基準、指針、マニュアル、認定基準、報告様式その他の命令等について、二酸化炭素排出削減、温室効果ガス排出削減、脱炭素、非化石エネルギーへの転換、再生可能エネルギーの特別支援、カーボンフットプリント、建築物通算炭素排出量評価、気候関連開示その他これらに類する目的に係る規定を削除し、又は必要な整備を行うものとする。

前項の整備は、公害防止、保安、防災、建築安全、航空安全、港湾保安、資源循環、農業環境、エネルギーの使用の合理化、化石エネルギー原料の有効な利用その他脱炭素を目的としない規制を変更するものではない。

#### **附則第五条(別表第二関係認定等の効力)**

この法律の施行前にされた別表第二に掲げる法律に基づく認定、届出、計画、登録、指定、協議会設置、調達方針、開示、報告、表示又は支援決定であって、前条第一項に掲げる事項を目的とするものは、この法律の施行の日に効力を失う。

前項の認定等のうち、脱炭素を目的としない通常の許認可、届出、登録、表示又は支援制度へ移行させることが適当なものについては、政令で定めるところにより、当該通常制度に基づく認定等があったものとみなすことができる。

#### **附則第六条(別表第三関係制度の失効又は停止)**

別表第三に掲げる制度、計画、方針、登録簿、市場、算定制度、証書制度、報告制度その他これらに類する措置は、この法律の施行の日に失効し、又は停止する。政府及び地方公共団体は、施行日以後、別表第三に掲げる制度を根拠として、事業者、地方公共団体又は国民に対し、新たな義務、負担、報告、算定、証書取得、排出枠取得、削減目標、調達要件、補助要件、開示要件その他これらに類する措置を課してはならない。

#### **附則第七条(NDC等の国内実施措置)**

日本の国が決定する貢献、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョンその他国際的又は政策的な脱炭素目標に関する計画又は方針は、施行日以後、国内において、法律、政令、省令、告示、補助金、調達、金融支援、開示、地方計画又は行政指導による義務若しくは負担の根拠として用いてはならない。

政府は、前項の措置に必要な国際機関への通報、国内計画の廃止又は変更、関係府省の計画及び指針の整理を行うものとする。

#### **附則第八条(GX-ETS等の停止)**

GX-ETS、排出量取引制度、化石燃料賦課金、特定事業者負担金、排出枠の割当て、排出枠の有償入札、排出枠市場、義務履行確認、未履行時措置その他これらに類する制度は、施行日以後、新規の指定、割当て、徴収、入札、取引、確認又は制裁を行ってはならない。

施行日前に行われた試行、届出、登録、排出量報告、排出枠記録、取引記録その他これらに類する記録は、清算及び記録保存に必要な限度で、政令で定める期間保存する。

#### **附則第九条(FIT/FIPの新規停止)**

再生可能エネルギー電気について、固定価格買取制度、基準価格支援制度、プレミアム交付制度、入札、調達価格、基準価格、交付期間、調達期間、新規認定、変更認定、促進区域、優先接続、優先給電その他再生可能エネルギーを特別に支援する措置は、施行日以後、新たに行ってはならない。

施行日前にされた認定、入札、価格決定、交付決定、契約又は接続に係る権利義務は、次条から附則第十二条までに定めるところにより清算する。

#### **附則第十条(FIT/FIP既認定案件の清算)**

政府は、施行日前に認定された再生可能エネルギー発電事業について、発電実績、既発生の買取費用、交付金、納付金、未収金、未払金、過不足金、廃棄等費用積立金、接続契約、売電契約その他の権利義務を確定し、清算する。

前項の清算に当たっては、既発生債務の支払、過払金の返還、未収金の回収、契約終了に伴う補償の要否、廃棄等費用積立金の取扱い、設備撤去及び廃棄物処理責任を政令で定める。

政府は、必要があると認めるときは、政令で定める基準により、既認定案件に係る将来の支援請求権を一括清算金により終了させることができる。

#### **附則第十一条(再エネ賦課金の清算)**

再生可能エネルギー発電促進賦課金その他これに類する電気料金上の賦課金は、施行日以後、新たに賦課してはならない。

施行日前に発生した買取費用、交付金、納付金、賦課金、減免認定、過不足金、未収金、未払金及びこれらに係る利息その他の金銭債権債務は、清算勘定において処理する。

小売電気事業者、一般送配電事業者、費用負担調整機関その他関係者は、前項の清算に必要な資料を、政令で定めるところにより政府又は清算機関に提出しなければならない。

#### **附則第十二条(証書、クレジット及び登録簿の閉鎖)**

非化石証書、Jクレジット、カーボンフットプリント、ライフサイクル温室効果ガス排出量、Scope 一、Scope 二及び Scope 三排出量その他二酸化炭素排出削減又は非化石価値に関する証書、登録簿、算定制度、表示制度及び取引制度は、施行日以後、新たな発行、登録、認証、移転、償却、無効化、義務履行又は調達要件としての使用を行ってはならない。

施行日前に発行又は登録された証書、クレジット、算定結果、表示、認証及び取引記録については、清算、記録保存及び第三者間の未了取引の終了処理に必要な限度で、政令で定める期間、なおその効力を有する。

政令で定める期間の満了後、前項の証書、クレジット及び登録簿は効力を失う。

#### **附則第十三条(地方脱炭素制度の経過措置)**

地方公共団体実行計画、地方公共団体脱炭素計画、脱炭素先行地域、地域脱炭素推進交付金その他地方公共団体に係る脱炭素制度は、施行日以後、新規の計画策定、選定、交付、補助、報告、評価又は義務付けを行ってはならない。

施行日前に選定又は交付決定がされた地方脱炭素事業については、工事契約、PPA 契約、借入れ、補助金返還、自治体負担、住民合意、原状回復その他の事情を考慮し、継続、打切り、縮小又は清算の別を政令で定める基準により決定する。

#### **附則第十四条(別表第四関係予算等の新規停止)**

第5条による関係法律の改正及び別表第四の整理に伴い、別表第四に掲げる予算、基金、補助事業、交付金、支援契約、債券発行、債務保証、出資、助成及びこれらに準ずるものについては、この法律の施行の日以後、新規の採択、交付決定、契約、保証、出資、債券発行又は支援を行ってはならない。

各府省は、施行日以後三十日以内に、別表第四に掲げる予算等について、未執行額、契約済額、交付決定済額、支払済額、未払額、返還見込額及び残余额を政府に報告しなければならない。

#### **附則第十五条(交付決定済み補助金等)**

施行日前に交付決定、契約、採択、保証、出資、委託又は支援決定がされた補助金等については、既発生債務に限り支払うことができる。

前項の場合において、未着手、契約未締結、出来高がない事業、又は脱炭素目的部分と通常目的部分を分離できる事業については、政令で定める基準により、交付決定の取消し、減額、事業縮小、通常事業への振替又は清算を行う。

補助事業者は、清算に必要な報告、帳簿保存、現地確認、返還及び残余財産の処分に応じなければならない。

#### **附則第十六条(GX 経済移行債の清算)**

GX 経済移行債その他脱炭素関連制度の財源として発行された公債については、施行日以後、新たに発行してはならない。

施行日前に発行された GX 経済移行債の元利償還は、化石燃料賦課金、特定事業者負担金、排出枠の有償割当収入その他脱炭素関連負担により賄ってはならない。

前項の元利償還に必要な財源は、国債整理基金特別会計、一般会計その他政令で定める会計に付け替えるものとする。

#### **附則第十七条(GX 推進機構の清算業務化)**

脱炭素成長型経済構造移行推進機構は、施行日以後、新規の金融支援、債務保証、助成、出資、排出量取引制度の運営、化石燃料賦課金又は特定事業者負担金の徴収その他脱炭素関連制度の推進業務を行ってはならない。

同機構は、施行日以後、既存契約、保証、出資、支援決定、登録簿、徴収準備、システム、職員、財産及び債務の清算に必要な業務に限り行うものとする。

政府は、必要があると認めるときは、同機構を清算機関に改組し、又はその清算業務を他の行政機関、独立行政法人その他政令で定める機関に承継させることができる。

#### **附則第十八条(清算勘定の設置)**

政府は、別表第一から別表第四までに掲げる法律、制度、予算、基金、補助事業その他の措置に基づき既に発生した権利義務を整理するため、時限的な脱炭素関連制度清算勘定を設けることができる。

清算勘定は、脱炭素関連制度の新たな推進、継続、拡大又は追加支援を目的として使用してはならない。

#### **附則第十九条(清算勘定の対象経費)**

清算勘定において支出することができる経費は、次に掲げるものに限る。

- 一 施行日前に発生した買取費用、交付金、納付金、賦課金、過不足金、還付金、未払金及び未収金の清算に必要な経費
- 二 施行日前に交付決定、契約、保証、出資又は支援決定がされた補助金、委託費、交付金、基金、価格差支援、差額契約その他これらに類する権利義務の終了処理に必要な経費
- 三 証書、クレジット、排出枠、登録簿、市場、算定制度、開示制度、地方脱炭素制度その他これらに類する制度の閉鎖、記録保存及び紛争処理に必要な経費
- 四 安全、保安、防災、原状回復、廃棄物処理、健康被害防止又は損害賠償に必要な経費であって、脱炭素関連制度の廃止又は停止に伴うもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、清算に必要な経費として政令で定めるもの

#### **附則第二十条(清算勘定の財源)**

清算勘定の財源は、別表第四に掲げる基金又は補助事業の残余额、返還金、過払金、未使用額、国庫納付金、一般会計からの繰入金その他政令で定める収入をもって充てる。

清算勘定の財源として、施行日以後、新たに化石燃料賦課金、特定事業者負担金、再生可能エネルギー発電促進賦課金その他二酸化炭素排出削減又は再生可能エネルギー推進を目的とする国民負担を課してはならない。

#### **附則第二十一条(清算勘定の期間及び閉鎖)**

清算勘定は、設置の日から五年以内に閉鎖するものとする。

前項の期間内に清算を完了することが著しく困難である場合には、政府は、清算対象、未了理由、必要額、終了予定時期及び延長期間を明らかにして、法律で定めるところにより、一回に限り延長することができる。

### 附則第二十二條(残余財産の国庫返納)

清算勘定、基金、補助事業、交付金、委託費、支援機関又は清算機関に残余財産があるときは、政令で定めるところにより、速やかに国庫に納付しなければならない。

前項の残余財産は、脱炭素関連制度の再開、名称変更による継続又は同種の新規支援に充ててはならない。

### 附則第二十三條(報告及び会計検査)

政府は、この法律の施行の日から毎会計年度、別表第一から別表第四までに掲げる制度等の廃止、改正、失効、停止及び清算の状況を公表しなければならない。

前項の報告には、清算対象件数、清算額、支払額、回収額、残余额、未了案件、訴訟又は紛争の状況、清算勘定の収支及び閉鎖予定時期を含めなければならない。

清算勘定、清算機関、基金及び支援機関の会計は、会計検査院の検査を受けるものとする。

### 附則第二十四條(不服申立て及び訴訟等)

この法律の施行に伴う認定、登録、交付決定、契約、証書、クレジット、排出枠、補助金、賦課金、還付金その他権利義務の清算に関する処分については、行政不服審査法その他関係法令の定めるところにより不服申立てをすることができる。

清算に関する訴訟、仲裁、調停、和解又は損害賠償について必要な事項は、政令で定める。

### 附則第二十五條(罰則等に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及びこの附則によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日後の行為に対する罰則又は過料の適用については、なお従前の例による。

ただし、二酸化炭素排出削減、温室効果ガス排出削減、脱炭素、非化石エネルギーへの転換又は再生可能エネルギーの特別支援に係る義務の不履行のみを理由とする罰則、過料、課徴金、行政処分又は公表は、施行日以後、適用してはならない。

### 附則第二十六條(政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴う法律、制度、予算、基金、補助事業、登録簿、市場、契約、証書、クレジット、賦課金、還付金、清算勘定その他の清算及び経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

## 6 別表第一から第四まで

本法律案は、廃止、改正、失効又は停止の対象を別表で特定する。なお温室効果ガスとは関係の無い公害、安全、保安、防災、健康被害防止等を目的とする規制は、別表の対象に含めないことにより、本法律案の射程から除外する。

### 6.1 別表第一 廃止する法律

表5 別表第一 廃止する法律

| 番号 | 略称 | 法律名 | 法律案上の処理 |
|----|----|-----|---------|
|----|----|-----|---------|

| 番号 | 略称       | 法律名  | 法律案上の処理                                  |
|----|----------|--|--|
| 1  | 温対法      | 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)                            | 施行日に廃止。計画・方針・算定報告制度は失効。既提出報告等は一般経過措置。    |
| 2  | GX 推進法   | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和五年法律第三十二号)                  | 新規支援・負担金・新規債発行を停止。既発生債務・機構契約等を清算。        |
| 3  | 再エネ特措法   | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)                 | FIT/FIP・再エネ賦課金を停止。既認定・既発電分を清算。           |
| 4  | 再エネ海域利用法 | 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)        | 新規促進区域指定・公募を停止。既選定事業・占用関係を経過措置で処理。       |
| 5  | 水素社会推進法  | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和六年法律第三十七号) | 低炭素水素等の認定・価格差支援・拠点支援を停止。既発生契約を清算。        |
| 6  | CCS 事業法  | 二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第三十八号)                            | 新規許可・支援は停止。閉鎖、原状回復、漏えい防止、安全監視等は清算完了まで存続。 |
| 7  | 低炭素都市法   | 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)                          | 新規低炭素まちづくり計画・認定を停止。既認定建築物等の効果を期限付き整理。    |
| 8  | 農山漁村再エネ法 | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)  | 新規基本計画・設備整備計画認定を停止。既認定計画を失効又は清算。         |
| 9  | バイオマス基本法 | バイオマス活用推進基本法(平成二十一年法律第五十二号)                              | 基本計画・会議等を廃止。非エネルギーの資源利用一般との境界を確認。        |

| 番号 | 略称      | 法律名   | 法律案上の処理                                    |
|----|---------|---|--|
| 10 | 環境配慮契約法 | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成十九年法律第五十六号) | 基本方針・契約方針を失効。既契約は原則存続し、将来契約からCO2評価を外す。     |
| 11 | 気候変動適応法 | 気候変動適応法(平成三十年法律第五十号)                              | 気候変動適応計画等は失効。熱中症警戒情報等の健康被害防止制度は別法移管又は暫定存続。 |

## 6.2 別表第二 改正する法律

表 6 別表第二 改正する法律

| 番号 | 法律名  | 存置する制度   | 改正内容  |
|----|--|--|---|
| 1  | エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律                    | エネルギーの使用の合理化に係る制度、エネルギー管理、効率改善、需給安定に資する需要管理。               | 法律の題名を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、非化石エネルギーへの転換、非化石電気利用目標、非化石比率、中長期計画・定期報告・勧告・命令・公表・罰則のうち非化石転換に係る規定を削る。 |
| 2  | 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律                      | 建築物のエネルギー消費性能に係る通常制度、建築安全、適合性判定、性能向上計画認定。                  | 法律の題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、建築物通算炭素排出量評価、建築物環境性能認証、登録建築物環境性能認証機関、建築物再生可能エネルギー利用促進区域に係る規定を削る。 |
| 3  | エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 | 化石エネルギー原料の有効利用、石油精製業者・ガス事業者に係る供給安定、効率化、石油産業再編に係る機能。        | 全廃せず改正対象とする。非化石エネルギー源利用、非化石証書、非化石価値取引、環境適合利用及び二酸化炭素排出削減に係る規定を削る。                                    |
| 4  | 電気事業法  | 電力需給、送配電、保安、料金、供給義務、災害対応、原子力及びLNG専焼火力に係る長期脱炭素電源オークションの容量確保 | 再エネ優先接続・優先給電、非化石価値、供給計画様式上のCO2・非化石評価欄、長期脱炭素電源オークションの再エネ電源並び   |

|    |                            |   |   |
|----|----------------------------|---|---|
|    |                            | 制度。   | に再エネの出力変動への対応を主たる目的とする蓄電池及び揚水式水力に係る支援部分を整理する。                                       |
| 5  | 港湾法                        | 港湾の物流、保安、防災、施設管理、港湾機能の維持。                         | 港湾脱炭素化推進計画、港湾脱炭素化推進協議会、脱炭素化推進地区及び関連特例を削る。   |
| 6  | 航空法及び空港法                   | 航空安全、空港安全、保安、防災、通常の空港管理及び航空運送事業の安全確保。             | 航空脱炭素化推進基本方針、航空運送事業脱炭素化推進計画、空港脱炭素化推進計画、空港脱炭素化推進協議会及び関連特例を削る。                        |
| 7  | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律    | リサイクル、有害物質低減、長期使用、資源循環等のうち二酸化炭素排出削減を直接目的としない調達基準。 | 二酸化炭素排出削減、温室効果ガス排出削減、脱炭素、非化石電力、カーボンフットプリント、Jクレジット等を調達義務、配慮事項又は加点要件とする部分を削る。         |
| 8  | 石油石炭税法、租税特別措置法及び特別会計に関する法律 | 石油石炭税の本則税率、燃料安定供給、備蓄、資源開発、サプライチェーン強靱化等に係る特別会計機能。  | 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例、関連する還付・用途証明、脱炭素目的のエネルギー対策特別会計使途を削る。                          |
| 9  | 金融商品取引法関係                  | 有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書等の一般的な法定開示制度及び投資者保護上必要な通常開示。   | 気候関連開示、温室効果ガス排出量、Scope 一・二・三、SSBJ 気候関連開示基準、移行計画及び削減目標の義務化部分を、府令、告示、様式及びガイドラインで整理する。 |
| 10 | 資源の有効な利用の促進に関する法律          | 資源循環、再資源化、再生部品利用、長寿命化、修理容易性等の資源有効利用に係る制度。         | 指定脱炭素化再生資源利用促進製品、脱炭素化再生資源、資源有効利用・脱炭素化促進設計指針及び GX 機構支援との接続部分を削る。                     |
| 11 | プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律    | 排出抑制、再資源化、分別収集、適正処理、安全・衛生に係る制度。                   | 温室効果ガス削減、脱炭素、GX、カーボンフットプリント、バイオマスプラスチックの温暖化対策上の優遇を認定、補助又は調達要件とする部分を削る。              |

|    |  |  |  |
|----|--|--|--|
| 12 | 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 | 土づくり、化学肥料・化学農薬低減、有機農業、生物多様性等に係る非 CO2 部分。 | 温室効果ガス排出抑制、吸収源、地球温暖化対策計画との調和、農産物の温室効果ガス見える化、J クレジット及び脱炭素目的の税制・金融支援を削る。 |
|----|--|--|--|

### 6.3 別表第三 失効・停止する制度

表 7 別表第三 失効・停止する制度

| 番号  | 制度・計画名         | 現行制度の概要   | 失効・停止対象  | 法律案上の処理  | 清算・経過措置   | 主な参照資料  |
|-----|----------------|---|--|--|---|---|
| 3-1 | NDC 国内実施措置     | UNFCCC 提出済みの削減目標を国内制度へ反映する措置。環境省は 2025 年 2 月 18 日に 2035 年度 60%、2040 年度 73%削減を目指す NDC 提出を説明。 | NDC を根拠とする国内規制、補助金採択、政府調達、排出量報告、地方計画、行政指導の根拠化。 | 国内実施措置は施行日に停止。NDC を直接の根拠として国民・事業者・地方公共団体に義務又は負担を課してはならない旨を本則又は附則に置く。 | 国際的提出済み NDC の扱いは外交・閣議決定事項。法律案では国内実施停止を本体にし、政府に NDC の見直し又は撤回・再提出の検討を求める。 | <a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html</a> |
| 3-2 | 地球温暖化対策計画      | 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。2025 年 2 月 18 日に改定計画が閣議決定。  | 同計画に基づく政府・省庁横断の施策、部門別削減目標、地方公共団体・事業者への施策展開。    | 温対法の廃止に伴い施行日に失効。計画に基づく政省令・告示・通知・補助要綱は別表第三又は第四で停止。                    | 温対法の廃止に伴う附則と連動。計画に基づき締結済み契約や交付決定がある場合は別表第四・清算規定へ回す。                     | <a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html</a> |
| 3-3 | 政府実行計画・府省別実施計画 | 政府自身の温室効果ガス削減計画・庁舎、車両、電力調達等に関する実施計画。  | 庁舎電力の非化石化、ZEB 化、EV 化、再エネ調達、CO2 削減量の報告・公表。      | 脱炭素又は CO2 削減を目的とする部分を失効。安全、衛生、防災、通常の省資源、公共施設管理に係る一般規定は対象外。           | 契約済み電力・車両・設備調達は契約期間満了又は中途解約条項に従い整理。違約金・未払金は清算対象。                        | <a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html</a> |

| 番号  | 制度・計画名              | 現行制度の概要   | 失効・停止対象   | 法律案上の処理  | 清算・経過措置   | 主な参照資料  |
|-----|---------------------|---|---|--|---|---|
| 3-4 | GX2040 ビジョン・GX 推進戦略 | 2025 年 2 月 18 日に GX2040 ビジョンとして GX 推進戦略を改訂したもの。METI は中長期見通しとして策定したと説明。                      | GX 投資、脱炭素成長型経済構造、分野別投資戦略、カーボンプライシング、GX 経済移行債による支援の根拠。     | 施行日以後、行政計画・補助採択・税制支援・規制設計の根拠として用いない。閣議決定の廃止又は改定を政府に義務づける。            | GX 推進法律の廃止、GX 経済移行債・GX 推進機構支援停止、GX-ETS 停止と一体で整理。                        | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html</a>                                     |
| 3-5 | GX-ETS(排出量取引制度)     | GX リーグ試行を経て、2026 年度から一定規模以上事業者の参加義務化・排出枠保有義務化が予定されている制度。                                    | 制度対象者指定、移行計画提出、排出量算定・報告、排出枠割当、排出枠保有義務、取引市場、価格安定措置、不履行時支払。 | 新規指定・割当・保有義務・市場開設を停止。既に登録・割当・取引されたものは一定期間内に無効化又は清算。                  | 2026 年度開始済みの場合は登録簿、第三者確認、取引残、保証金、未履行金を精査。GX 推進機構の市場運営業務は清算業務に限定。        | <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/01_03_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/01_03_00.pdf</a> |
| 3-6 | NDC 国内実施措置          | UNFCCC 提出済みの削減目標を国内制度へ反映する措置。環境省は 2025 年 2 月 18 日に 2035 年度 60%、2040 年度 73%削減を目指す NDC 提出を説明。 | NDC を根拠とする国内規制、補助金採択、政府調達、排出量報告、地方計画、行政指導の根拠化。            | 国内実施措置は施行日に停止。NDC を直接の根拠として国民・事業者・地方公共団体に義務又は負担を課してはならない旨を本則又は附則に置く。 | 国際的提出済み NDC の扱いは外交・閣議決定事項。法律案では国内実施停止を本体にし、政府に NDC の見直し又は撤回・再提出の検討を求める。 | <a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html</a>   |
| 3-7 | 化石燃料賦課金             | GX 推進法のカーボンプライシングの一部。METI は 2028 年度からの適用開始に向けた執行事項整備を説明。                                    | 化石燃料輸入事業者等への賦課、支払期限、滞納処分、減免、徴収業務、GX 経済移行債償還財源化。           | 施行日以後、賦課金の賦課・徴収準備・システム整備・省令整備を停止。制度開始前なら未発生として廃止。                    | 既に準備契約・システム調達・人員配置がある場合は費用清算。GX 経済移行債の償還財源付替は別表第四・清算勘定で処理。              | <a href="https://www.meti.go.jp/press/2024/02/2025022501/20250225001.html">https://www.meti.go.jp/press/2024/02/2025022501/20250225001.html</a>   |

| 番号   | 制度・計画名                             | 現行制度の概要  | 失効・停止対象   | 法律案上の処理  | 清算・経過措置  | 主な参照資料  |
|------|------------------------------------|--|---|--|--|---|
| 3-8  | 長期脱炭素電源オークション(再生エネルギー・蓄電池・揚水式水力関係) | 容量市場の一部として、電源投資に対し長期の容量収入を付与する制度。原子力及び LNG 専焼火力に係る容量確保制度は、安定供給に資する制度として存置する。           | 再生エネルギーを対象電源、募集区分又は加点対象とする部分、並びに再生エネルギーの出力変動への対応を主たる目的とする蓄電池及び揚水式水力に係る募集区分、落札、容量確保契約、容量拠出金及び支援規定。 | 施行日以後、長期脱炭素電源オークションにおいて再生エネルギー、蓄電池及び揚水式水力を募集対象又は落札対象とする措置を停止する。原子力及び LNG 専焼火力に係る募集、約定、容量確保契約及び精算規定は存置する。 | 既落札案件については、容量確保契約、保証金、容量確保契約金額、容量拠出金、他市場収益の還付、契約変更又は解除の要否を清算対象として整理する。 | <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/stable_power_supply_wg/pdf/02_04_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/stable_power_supply_wg/pdf/02_04_00.pdf</a> / <a href="https://www.occ.to.or.jp/assets/rjjikai/002855/rjjikai_566_gian7.pdf">https://www.occ.to.or.jp/assets/rjjikai/002855/rjjikai_566_gian7.pdf</a> |
| 3-9  | FIT/FIP 認定・入札・交付制度                 | 再生エネルギー特措法に基づく FIT/FIP 制度。2026 年度の FIT/FIP・入札対象も整理されている。                               | 新規認定、変更認定、入札、調達価格・基準価格、FIP プレミアム、交付金、事業計画認定、再生エネルギー業務統合システム。                                      | 施行日以後の新規認定・変更認定・入札・価格決定を停止。既認定案件は満期存続ではなく、清算対象として処理方針を定める。   | 既認定、買取契約、発電実績、未払交付金、FIP 交付金、廃棄等費用積立、入札保証金等の清算規定が必要。                    | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data/kaitori/2026_fit_fip_guidebook.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data/kaitori/2026_fit_fip_guidebook.pdf</a>   |
| 3-10 | 再生エネルギー賦課金・納付金・交付金                 | 資源エネルギー庁は再生エネルギー賦課金を電気使用量に応じて電気料金の一部として支払うものと説明。OCCTO は 2026 年度の納付金・FIT/FIP 交付金業務を掲げる。 | 再生エネルギー賦課金単価の決定、小売電気事業者等からの納付金徴収、FIT/FIP 交付金支払、過不足調整。   | 施行日以後の新規賦課を停止。施行日前の使用電力量に係る納付・徴収・過不足調整は清算勘定で処理。  | 国民負担の即時停止と既発生債務の支払を分ける。清算期間を置かないと小売・発電・OCCTO の会計が宙に浮く。                 | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html</a> / <a href="https://www.occ.to.or.jp/various/saiene/notificati.html">https://www.occ.to.or.jp/various/saiene/notificati.html</a>   |

| 番号   | 制度・計画名                   | 現行制度の概要   | 失効・停止対象  | 法律案上の処理  | 清算・経過措置   | 主な参照資料  |
|------|--------------------------|---|--|--|---|---|
| 3-11 | 非化石証書・非化石価値取引市場          | 非化石証書は非化石価値を証書化し市場取引する制度。OCCTO 徴収等業務規程にも非化石証書の発行・販売規定が置かれる。 | FIT 非化石証書、非 FIT 非化石証書、高度化法義務達成、市場取引、排出係数低減、環境価値表示・主張。          | 新規発行・販売・義務履行利用を停止。既発行証書は一定期間内の償却、返還、失効又は清算を選択させる。                | 高度化法、温対法排出係数、グリーン購入、CFP、Scope 算定と連動。二重計上・環境価値表示の扱いを整理。  | <a href="https://www.occto.or.jp/assets/iken/2023/files/ikenboshuu_choushuu_240213.pdf">https://www.occto.or.jp/assets/iken/2023/files/ikenboshuu_choushuu_240213.pdf</a>               |
| 3-12 | J-クレジット制度                | 省エネ・再エネ導入や森林管理等による温室効果ガス削減・吸収量を国が認証する制度。                    | プロジェクト登録、方法論、モニタリング、認証、クレジット発行、無効化、カーボンオフセット利用、GX・調達・開示への利用。   | 新規登録・認証・発行を停止。既発行クレジットは一定期限内に償却・換金・失効させ、国の制度としての認証効果を終了。         | 任意市場や民間契約との関係、森林吸収系の長期管理義務、すでに売買済みのクレジットの表示・主張を整理する。    | <a href="https://japancredit.go.jp/about/outline/">https://japancredit.go.jp/about/outline/</a>   |
| 3-13 | カーボンフットプリント・LCA・製品別算定ルール | METI・環境省は CFP ガイドラインを公表し、製品別算定ルール策定支援を行っている。                | CFP ガイドライン、製品別算定ルール、政府支援事業、調達・補助・表示への CO2 算定値の利用。              | 政府の義務化・補助要件・調達基準・行政評価としての利用を停止。民間が任意に行う LCA や CFP は直接禁止しない。      | 消費者表示、グリーン購入基準、金融開示、輸出・海外規制対応と混在するため、国内義務・支援部分に限って停止する。 | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/LCA_CFP/LCA_CFP.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/LCA_CFP/LCA_CFP.html</a> |
| 3-14 | Scope 排出量算定・気候関連開示       | 金融庁は SSBJ 基準を開示基準として指定する府令案を示し、Scope3 温室効果ガス排出量等の記載にも触れている。 | 有価証券報告書等における Scope1・2・3、GHG 排出量、気候関連リスク、移行計画、削減目標、SSBJ 気候関連基準。 | 金融商品取引法本体は残し、府令・告示・様式・ガイドライン上の気候関連開示義務を停止又は削除。                   | これは別表第二の金融商品取引法関係と連動。既提出有報の訂正義務、二段階開示、保証制度の扱いを附則で整理。    | <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251126/20251126.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251126/20251126.html</a>   |
| 3-15 | 地方公共団体脱炭素計画・地域脱炭素化促進事業   | 環境省は、地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体実行計画を策定するものと説明。                    | 地方公共団体実行計画、区域施策編、事務事業編、再エネ促進区域、脱炭素取組状況マップ、計画策定支援。              | 温対法の廃止に伴い、法律上の策定義務・国への報告・促進区域制度を失効。地方自治体の任意計画は残り得るが国の補助・義務づけは停止。 | 地方条例・既採択交付金・契約済み事業は別表第四で清算。防災・公害・廃棄物・都市計画上の規制は対象外。      | <a href="https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/">https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/</a>   |

## 6.4 別表第四 停止する予算・基金・補助事業

表 8 別表第四 停止する予算・基金・補助事業

| 番号  | 予算・基金・補助事業     | 現行制度の概要  | 停止対象                           | 既発生権利義務                                  | 法律案上の処理   | 清算・経過措置の留意事項          | 主な参照資料  |
|-----|----------------|--|--------------------------------|--|---|-----------------------|---|
| 4-1 | GX 経済移行債       | GX 推進法・GX2040 ビジョンに基づく 20 兆円規模の先行投資支援財源。脱炭素投資支援とカーボンプライシングを一体化。  | 新規発行、未発行枠の執行、GX 投資支援への新規充当を停止。 | 発行済み債券の償還義務、利払、既契約支援案件、国庫債務負担行為。         | 発行済み分は国債整理基金又は一般会計へ償還財源を付替え。未発行枠は失効。GX 財源としての化石燃料賦課金等は用いない。 | 債務不履行を避けるため清算最優先。     | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html</a> / <a href="https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004-3.pdf">https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004-3.pdf</a>           |
| 4-2 | GX 推進機構による金融支援 | GX 推進機構が債務保証・出資等で民間 GX 投資を支援する枠組み。                               | 新規保証、新規出資、新規融資補完、新規支援決定を停止。    | 保証済み案件、出資済み案件、審査中案件、委託契約、運営費。            | GX 推進機構を支援機関として存続させず、清算業務に限定。既存保証は解除・買切り・満期管理のいずれかを選択。      | 機構廃止又は改組規定が必要。        | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html</a>   |
| 4-3 | グリーンイノベーション基金  | NEDO に造成された基金。洋上風力、次世代太陽電池、水素、蓄電池、カーボンリサイクル等の研究開発・社会実装プロジェクトを実施。 | 新規公募、新規採択、追加配分、新規委託・助成契約を停止。   | 採択済みプロジェクト、委託・助成契約、マイルストーン、設備取得、知財、未執行額。 | 継続不可欠な既発生債務だけ支払い、未達・未契約・未執行分は停止。残余基金は国庫返納。成果物・知財・設備の帰属を精査。  | 大規模・長期案件が多く清算規定を厚くする。 | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/</a> / <a href="https://www.meti.go.jp/policy/management/ebp/kensyo_shinario/260331_gi.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/management/ebp/kensyo_shinario/260331_gi.pdf</a> |

| 番号  | 予算・基金・補助事業       | 現行制度の概要  | 停止対象   | 既発生権利義務                                      | 法律案上の処理  | 清算・経過措置の留意事項              | 主な参照資料   |
|-----|------------------|--|--|--|--|---------------------------|--|
| 4-4 | 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 | 地方公共団体等の脱炭素先行地域、重点対策加速化事業、再エネ・省CO2設備導入を複数年度で支援。  | 新規募集、新規採択、追加内示、計画変更承認、交付決定を停止。               | 採択済み自治体、交付決定、補助対象契約、地方債、PPA契約、施工中設備、補助金返還義務。 | 未契約分は停止。契約済み・施工中は進捗率に応じて完了・中止・補償を分類。自治体の損害を最小化する経過措置を置く。 | 地方自治体・民間事業者との契約清算が中心。     | <a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/</a><br><a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/measures/">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/measures/</a>   |
| 4-5 | 脱炭素先行地域関連支援      | 環境省は2025年度までに少なくとも100か所を選定する目標に達し、102提案を選定済みと説明。 | 新規選定は終了済みでも、追加支援、フォローアップ、補助事業、関連委託を停止。       | 選定済み提案、実施計画、交付金、民間PPA、地域新電力、設備導入契約。          | 選定そのものの名誉・表示は消すか任意化し、国費支援・義務的進捗管理は停止。既契約分は交付金清算へ統合。      | 地域混乱回避のため、表示・契約・国費を切り分ける。 | <a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/</a>  |
| 4-6 | 洋上風力関連支援         | 再エネ海域利用法、GI基金、系統・港湾・調査支援、公募占用制度と連動する洋上風力推進費。     | 促進区域関連の新規公募、調査支援、港湾・系統支援、GI基金の洋上風力PJ追加支援を停止。 | 選定済み事業者、占用計画、保証金、海域調査、港湾整備、系統接続契約、地元協定。      | 再エネ海域利用法の廃止に伴う附則と連動。既選定案件は契約・占用・保証金の扱いを整理し、国費支援は原則停止。    | 法律の廃止、港湾法改正、補助停止の接続が必要。   | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/</a><br><a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_kakaku.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_kakaku.html</a> |

| 番号  | 予算・基金・補助事業          | 現行制度の概要  | 停止対象   | 既発生権利義務   | 法律案上の処理  | 清算・経過措置の留意事項                   | 主な参照資料   |
|-----|---------------------|--|--|---|--|--------------------------------|--|
| 4-7 | 系統用蓄電池等電力貯蔵システム導入支援 | 再エネ導入拡大を目的に、系統用蓄電池等の導入を補助する事業。令和7年度補正でも執行団体採択あり。 | 再エネ導入拡大を目的とする新規採択・追加補助を停止。                     | 交付決定済み案件、執行団体契約、設備発注、接続契約、年度またぎ契約。                  | 電力安定供給・防災目的の蓄電池は別事業として切り分け可能。再エネ出力変動対策としての補助は停止し、既発生分のみ清算。     | 目的別に残す/止めるの切り分けが必要。            | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer_result/2025/0129_03.html">https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer_result/2025/0129_03.html</a>  |
| 4-8 | EV・充電インフラ・V2H 補助    | クリーンエネルギー自動車導入促進補助金、充電・充電設備等導入促進補助金。             | 脱炭素・CO2削減を目的とする車両補助、充電設備補助、V2H補助の新規受付・交付決定を停止。 | 申請済み案件、交付決定、車両登録、設備工事、リース契約、戸建て・高速道路SA/PA等の年度またぎ事業。 | 車両登録済み・工事着手済みは支払い又は減額清算。未登録・未着工は原則停止。防災・福祉・物流目的の車両支援は別制度へ切り分け。 | 消費者・販売店への影響が大きく、施行日前後の線引きが重要。  | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7h_cev.html">https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7h_cev.html</a><br><a href="https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7hosei_juden.html">https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7hosei_juden.html</a> |
| 4-9 | ZEH/ZEB・建築物省CO2化補助  | 住宅・建築物のZEH化、ZEB化、省CO2化を支援する環境省・経産省系補助事業。         | 脱炭素、CO2削減、ZEB/ZEH誘導を目的とする新規採択・追加交付を停止。         | 交付決定、設計契約、建築請負契約、設備発注、補助要件付きローン・リース。                | 建築中案件は進捗率で処理。断熱・安全・衛生・防災・省エネルギーの任意改善は直接禁止しないが、脱炭素補助としての支出は停止。  | 建築物省エネ法の法律の題名の復元・脱炭素当該章を削ると連動。 | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2026/">https://www.enecho.meti.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2026/</a><br><a href="https://www.enecho.meti.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2025/">https://www.enecho.meti.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2025/</a>   |

| 番号   | 予算・基金・補助事業         | 現行制度の概要   | 停止対象  | 既発生権利義務   | 法律案上の処理   | 清算・経過措置の留意事項                 | 主な参照資料  |
|------|--------------------|---|---|---|---|------------------------------|---|
| 4-10 | 水素・アンモニア価格差支援      | 水素社会推進法に基づき、低炭素水素等の基準価格と既存燃料・原料の参照価格との差額を支援する制度。                | 新規申請受付、新規認定、新規交付申請、新規支援契約を停止。               | 認定済み計画、JOGMEC支援、価格差支援契約、供給・需要創出契約、設備投資、長期オフテイク。 | 水素社会推進法の廃止と連動。認定済み案件は清算金、段階的終了、契約解除のいずれか。既存燃料との価格差補填を継続しない。 | 長期支援・巨額支出の可能性があり、早期に清算方針を確定。 | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral//https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/nenryo_seisaku/pdf/021_08_00.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral//https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/nenryo_seisaku/pdf/021_08_00.pdf</a> |
| 4-11 | CCS 先進事業・適地調査・試掘支援 | 2030 年代初頭の CCS 事業開始に向けた先進的 CCS 事業、貯留適地調査、試掘、バリューチェーン支援。         | 新規採択、追加支援、新規調査、新規試掘支援、CO2 回収・輸送・貯留補助を停止。    | 選定済み案件、試掘準備、委託契約、調査データ、設備契約、環境・安全上の義務、閉鎖・監視費用。  | CCS 事業法の廃止に伴う附則と連動。安全監視、原状回復、漏えい防止、データ保存等は清算・安全措置として限定継続。   | 安全措置を止めないことが最重要。             | <a href="https://www.japanccs.com/wp/wp-content/uploads/2026/03/kouen2.pdf">https://www.japanccs.com/wp/wp-content/uploads/2026/03/kouen2.pdf</a>   |
| 4-12 | 再エネ・省 CO2 補助全般     | 環境省エネルギー対策特別会計を活用する多数の脱炭素化支援事業。再エネ、省 CO2、地域レジリエンス・脱炭素、民間再エネ導入等。 | 脱炭素・再エネ・省 CO2 を目的とする新規補助、委託、執行団体公募、間接補助を停止。 | 執行団体契約、交付決定、補助対象契約、未執行額、返還金、補助財産処分制限。           | 包括条項で停止し、個別補助要綱を政令、省令で整理。防災・災害対応を主目的とする設備は、脱炭素部分だけ切り分け。     | 件数が多いため包括規定一覧表方式が必要。         | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2026/">https://www.enecho.meti.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2026/</a><br><a href="https://www.enecho.meti.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2025/">https://www.enecho.meti.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2025/</a>  |

| 番号   | 予算・基金・補助事業                  | 現行制度の概要   | 停止対象                               | 既発生権利義務                                  | 法律案上の処理   | 清算・経過措置の留意事項                 | 主な参照資料  |
|------|-----------------------------|---|------------------------------------|--|---|------------------------------|---|
| 4-13 | CFP・Scope算定・Jクレジット関連委託費     | カーボンフットプリント、Scope 排出量算定、Jクレジット普及、算定支援、モデル事業、事務局委託等。 | 新規委託、新規補助、新規モデル事業、新規普及啓発を停止。       | 委託契約、成果物、システム保守、事務局人件費、登録簿運営費。           | 制度停止に必要な閉鎖・データ保存・問合せ対応だけを清算費として認める。普及啓発や義務化支援は停止。 | 別表第三の登録簿・開示制度停止と接続。          | <a href="https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2026/">https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2026/</a>                                       |
| 4-14 | 地方公共団体計画策定支援・地域脱炭素ステップアップ事業 | 地方公共団体実行計画、区域施策編、地域脱炭素モデル事業、事業構想支援等。                | 新規採択、新規委託、新規研修・ツール整備を停止。           | 委託契約、自治体計画作成契約、コンサル契約、採択済みモデル事業。         | 作成済み計画は法律上の義務・補助要件としての効果を停止。契約済み業務は成果物納入又は解約清算。   | 地方計画の任意性は残るが国の義務づけ・財政誘導を止める。 | <a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/measures/">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/measures/</a>   |
| 4-15 | GX 関連システム整備・執行事務費           | 排出量取引、化石燃料賦課金、GX 推進機構、証書・登録簿、補助金執行等のシステム整備・事務費。     | 新規システム開発、拡張、運営委託、制度広報、説明会、審査委託を停止。 | 開発済みシステム、保守契約、クラウド契約、ライセンス、データ、委託職員、違約金。 | 制度閉鎖・データ保存・監査対応に必要な最小限の保守だけ認める。開発中止に伴う違約金は清算対象。   | 清算機構・清算勘定で一括処理しやすい。          | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html</a> |

## 7 別表第一関係法律の廃止及び経過措置

本章では、第四条により廃止する別表第一の関係法律について、廃止に伴い終了する制度、清算又は安全確保のために必要な経過措置、及び整備を要する関係命令等を整理する。別表第一の関係法律は、法律全体を廃止するものであるため、別表第二の関係法律の改正文とは区別して扱う。

表 9 別表第一関係法律の廃止及び経過措置

| 番号 | 法律名              | 廃止に伴い終了する主な制度                               | 経過措置及び清算措置   |
|----|------------------|---|--|
| 1  | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 地球温暖化対策計画、算定・報告・公表制度、地方公共団体実行計画、地域脱炭素化促進事業。 | 施行日に廃止する。既提出報告、記録保存、地方計画の終了処理及び既契約の清算に必要な限度で経過措置を置く。 |

|    |   |  |  |
|----|---|--|--|
| 2  | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律                  | GX 推進戦略、GX 経済移行債、GX 推進機構、排出量取引制度、化石燃料賦課金、特定事業者負担金。 | 新規債発行、新規支援、新規負担及び市場運営を停止する。発行済み債券、既存契約、保証、出資及び機構財産は清算勘定で処理する。                  |
| 3  | 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法                  | FIT/FIP、再エネ賦課金、交付金、納付金、既認定発電事業、廃棄等費用積立金。           | 新規認定、入札、価格決定及び賦課を停止する。既認定案件及び既発生金銭債権債務は清算対象権利義務として処理する。                        |
| 4  | 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律         | 促進区域指定、公募占用計画、選定事業者、占用許可、保証金、港湾・系統接続関係。            | 新規促進区域指定及び公募を停止する。既選定案件は占用、保証金、契約、地元協定及び国費支援の清算を行う。                            |
| 5  | 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律 | 低炭素水素等供給等事業計画、価格差支援、拠点整備支援、JOGMEC 支援。              | 新規認定、新規交付及び新規支援契約を停止する。既認定案件、価格差支援契約、長期オフテイク等は清算又は段階的終了の対象とする。                 |
| 6  | 二酸化炭素の貯留事業に関する法律                            | 貯留事業許可、試掘、閉鎖、原状回復、漏えい防止、安全監視、損害賠償。                 | 新規許可及び新規支援を停止する。安全、保安、防災、原状回復、漏えい防止及び損害賠償に必要な規定は、清算及び安全確保に必要な限度でなお効力を有するものとする。 |
| 7  | 都市の低炭素化の促進に関する法律                            | 低炭素まちづくり計画、低炭素建築物認定、関連特例。                          | 新規計画及び新規認定を停止する。既認定建築物、税制・容積率等の特例及び係属中申請は、期限付きの経過措置で整理する。                      |
| 8  | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律    | 基本方針、基本計画、設備整備計画、促進区域、農地転用特例等。                     | 新規基本計画及び設備整備計画認定を停止する。既認定計画は失効、通常許認可への移行又は清算により処理する。                           |
| 9  | バイオマス活用推進基本法                                | バイオマス活用推進基本計画、会議、エネルギー利用推進施策。                      | 基本計画及び会議等を廃止する。非エネルギーの資源利用一般に関する施策は、脱炭素目的と切り分けて別制度で扱う。                         |
| 10 | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律         | 基本方針、契約方針、電力契約・自動車契約等における温室効果ガス評価。                 | 法律を廃止し、将来契約から温室効果ガス評価を除く。既締結契約は契約期間及び中途解約条項に従い整理する。                            |

|    |         |                                  |   |
|----|---------|----------------------------------|---|
| 11 | 気候変動適応法 | 気候変動適応計画、適応情報基盤、地方適応計画、熱中症警戒情報等。 | 気候変動適応計画等は失効させる。熱中症警戒情報その他健康被害防止に係る制度は、必要に応じて別法移管又は暫定存続させる。 |
|----|---------|----------------------------------|---|

別表第一の関係法律に基づく政令、省令、告示、基本方針、計画、様式、通知、ガイドラインその他の関係命令等は、親法律の廃止に伴い、廃止又は必要な改正を行う。安全、保安、防災、原状回復、漏えい防止、健康被害防止、記録保存、損害賠償その他清算又は安全確保に必要な規定については、附則第三条に基づき、必要な限度でなお効力を有するものとする。

## 第Ⅱ部 関係法律・制度の個別措置

第Ⅱ部では、別表第一に掲げる関係法律の廃止及び経過措置並びに別表第二に掲げる関係法律の個別改正文、経過措置、関係命令等の整備及び改正対象事項を示す。各項目について、脱炭素関連規定を整理する一方で、公害、安全、保安、防災、建築安全、航空安全、港湾機能、資源循環、農業環境その他脱炭素を目的としない規定は改正対象から除外する。

### 8 別表第二関係法律の個別改正文及び関係命令等の整備

本章では、第五条により改正する別表第二の関係法律について、法律本体の改正文、経過措置、当該改正に伴い整備を要する政令、省令、告示、様式、基本方針、判断基準その他の関係命令等、及び主な改正対象規定を、法律ごとに示す。別表第三及び別表第四に係る制度停止、予算停止又は清算措置のうち当該法律の改正と密接に関連するものは、各法律の項目に併せて記述する。

#### 8.1 建築物省エネ法

(建築物省エネ法の一部改正)

##### 附則第二十七条(建築物省エネ法の一部改正)

建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

- 一 題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
- 二 目次中「第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置(第六十条―第六十四条)」、「第六章 建築物通算炭素排出量評価に係る措置等(第六十四条の二―第六十四条の九)」、「第七章 建築物環境性能の認証(第六十四条の十一―第六十四条の十二)」及び「第八章 登録建築物環境性能認証機関(第六十四条の十三―第六十四条の十八)」を削る。
- 三 第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、「建築物通算炭素排出量評価その他の措置を講ずることにより、建築物の脱炭素化の促進を」を削る。
- 四 第一条の二を削る。
- 五 第二条第一項第五号及び第六号を削り、同項第七号及び第八号を同項第五号及び第六号とする。

- 六 第三条第一項及び第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。
- 七 第三条第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。
- 八 第三条第三項中「及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画」を削る。
- 九 第五章(第六十条から第六十四条まで)を削る。
- 十 第六章(第六十四条の二から第六十四条の九まで)を削る。
- 十一 第七章(第六十四条の十から第六十四条の十二まで)を削る。
- 十二 第八章(第六十四条の十三から第六十四条の十八まで)を削る。
- 十三 第六十四条の十九を削る。
- 十四 第六十九条から第七十六条までの規定中、第六十四条の九、第六十四条の十二、第六十四条の十三及び第六十四条の十八を引用する部分を削る。
- 十五 前各号の改正に伴い、目次、条、項、号、附則、別表、様式、罰則及び引用条項について、所要の規定を整備する。

**附則第二十八条(建築物省エネ法関係の経過措置)**

この法律の施行の日前にされた建築物通算炭素排出量評価の届出、通知、認証の申請、登録建築物環境性能認証機関の登録申請、建築物再生可能エネルギー利用促進区域の指定その他これらに類する手続は、この法律の施行の日において効力を失う。

2 施行日前に既に発生した手数料、登録又は認証に係る清算、記録の保存、取消し又は返納その他清算に必要な事項については、政令で定めるところにより、必要な限度でなお従前の例によることができる。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

**表 10 建築物省エネ法改正に伴い整備を要する関係命令等**

| 整備対象となる命令等                         | 種類 | 整備方針 | 存置する規定・制度                             | 改正又は廃止を要する規定・制度  | 法律案・附則上の取扱い                                |
|------------------------------------|----|------|---------------------------------------|--|--|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律施行令 | 政令 | 改正   | 省エネ基準適合、判定機関、性能向上計画など、エネルギー消費性能に係る制度。 | 題名中の「脱炭素化の促進」、建築物通算炭素排出量評価、炭素排出量表示、環境性能認証の炭素関連部分、再エネ利用促進区域に係る規定。 | 法律本体の法律の題名の復元・当該章を削るに合わせ、施行令題名及び委任規定を整理する。 |

| 整備対象となる命令等                          | 種類        | 整備方針      | 存置する規定・制度   | 改正又は廃止を要する規定・制度  | 法律案・附則上の取扱い  |
|-------------------------------------|-----------|-----------|---|--|--|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律施行規則 | 省令        | 改正        | 適合性判定、性能向上計画認定、判定機関等に係る既存様式。                      | 建築物通算炭素排出量評価の届出、評価結果通知、認証申請、登録認証機関、再エネ区域関連様式。                      | 施行規則の別記様式を洗い替え。脱炭素・LCCO <sub>2</sub> ・CO <sub>2</sub> 欄は削除し、係属中申請は附則で不処理・取下げ扱いとする。 |
| 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令               | 省令        | 原則存置・一部削除 | 建築物エネルギー消費性能基準、誘導基準、一次エネルギー消費量算定など、省エネ性能に関する技術基準。 | 脱炭素化、建築物通算炭素排出量評価、炭素排出量原単位、資材製造・施工・解体段階のCO <sub>2</sub> 評価に係る追加規定。 | 親法の「脱炭素化」章を削るため、同章由来の基準・算定方法を削除。省エネ基準そのものはこの工程では残す。                                |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する基本的な方針         | 告示・基本方針   | 改正        | 建築物のエネルギー消費性能向上に係る一般的方針。                          | 2050年カーボンニュートラル、ライフサイクルカーボン削減、建築物通算炭素排出量評価、再エネ利用促進区域、炭素表示に係る記述。    | 国土交通省告示を改定し、法律の題名の復元に合わせて基本方針名及び本文を整備する。   |
| 建築物のエネルギー消費性能表示に係る告示・ガイドライン         | 告示・ガイドライン | 一部削除      | 建築物エネルギー消費性能の表示。                                  | LCCO <sub>2</sub> 、CO <sub>2</sub> 排出量、炭素排出量評価、脱炭素性能を表示・評価・認証する部分。 | 表示制度がエネルギー消費性能に限られるよう、告示・ガイドラインを改定。  |
| 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度に係るガイドライン・通知    | 通知・ガイドライン | 失効・撤回     | 建築安全、都市計画、防火等に関する通常制度は対象外。                        | 再エネ利用設備の設置促進区域、区域内の建築士説明義務、条例・促進計画等の行政指導。                          | 親法側の区域制度削除に伴い、ガイドライン及び技術的助言を撤回。既存区域の効力は施行日から一定期間で失効。                               |
| 令和8年改正法施行準備通知・技術的助言                 | 通知        | 失効・撤回     | 省エネ計算、適合判定等の運用上必要な部分。                             | 脱炭素化促進、建築物通算炭素排出量評価、環境性能認証、再エネ区域の準備を求め部分。                          | 施行前準備行為のうち脱炭素関連部分は失効。地方公共団体・所管行政庁への通知で撤回。  |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

表 11 建築物省エネ法の改正対象規定及び改正内容

| 番号  | 改正対象規定 | 改正前の規定又は文言                      | 改正後の規定・文言               | 法律案上の処理 | 経過措置・留意事項                      |
|-----|--------|---------------------------------|-------------------------|---------|--------------------------------|
| B-1 | 法律の題名  | 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 | 題名改正    | 成立済み改正法を前提に、脱炭素化の促進を法律の題名から除く。 |

| 番号   | 改正対象規定               | 改正前の規定又は文言   | 改正後の規定・文言                    | 法律案上の処理         | 経過措置・留意事項                                     |
|------|----------------------|--|------------------------------|-----------------|---|
| B-2  | 目次                   | 第五章、第六章、第七章及び第八章に掲げられた再エネ利用促進区域、建築物通算炭素排出量評価、環境性能認証及び登録認証機関に係る記載 | 当該章及び関係条項を削除し、後続の章及び条項を整備する。 | 目次改正            | 削除条項を引用する雑則・罰則も併せて整備する。                       |
| B-3  | 第一条                  | 建築物の脱炭素化の促進、建築物通算炭素排出量評価その他の脱炭素化措置に係る目的文言                        | 建築物のエネルギー消費性能の向上等を目的とする規定    | 文言を削り、必要な文言を改める | 建築安全、建築確認及び省エネ性能制度は、この改正により変更しない。             |
| B-4  | 第一条の二                | 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する基本理念                                | 削除                           | 当該条を削る          | 安全性、快適性等の一般的理念を残す必要がある場合は、脱炭素化と切り離れた別規定で整理する。 |
| B-5  | 第二条第一項第五号・第六号        | 建築物通算炭素排出量、建築物通算炭素排出量評価に係る定義                                     | 削除し、後続号を繰り上げる。               | 号削除             | 削除に伴い、本文中の引用号を整備する。                           |
| B-6  | 第三条第一項・第二項           | 建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進  | 建築物のエネルギー消費性能の向上等            | 当該文言を改める        | 基本方針から脱炭素化及び通算炭素排出量評価を除外する。                   |
| B-7  | 第三条第二項第五号            | 建築物通算炭素排出量評価指針に関する基本的事項  | 削除し、後続号を繰り上げる。               | 号削除             | 建築物通算炭素排出量評価指針は策定しない。                         |
| B-8  | 第三条第三項               | 地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との接続                                     | 削除                           | 当該文言を削る         | 地球温暖化対策計画を建築物省エネ法上の基本方針の根拠にしない。               |
| B-9  | 第五章(第六十条―第六十四条)      | 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置   | 削除                           | 章・当該条を削る        | 区域指定、条例、建築士説明義務、関連特例は効力を失う。                   |
| B-10 | 第六章(第六十四条の二―第六十四条の九) | 建築物通算炭素排出量評価、評価指針、届出、通知、協議、炭素排出量原単位表示                            | 削除                           | 章・当該条を削る        | 既に提出された届出、通知、認証、表示等は経過措置で終了処理する。              |

| 番号   | 改正対象規定                    | 改正前の規定又は文言                                    | 改正後の規定・文言   | 法律案上の処理  | 経過措置・留意事項                                      |
|------|---------------------------|---|-------------|----------|--|
| B-11 | 第七章・第八章(第六十四条の十一第六十四条の十八) | 建築物環境性能の認証及び登録建築物環境性能認証機関                     | 削除          | 章・当該条を削る | 既存の建築物エネルギー消費性能評価機関制度とは区別し、炭素評価に係る認証制度のみを終了する。 |
| B-12 | 雑則・罰則                     | 第六十四条の九、第六十四条の十二、第六十四条の十三、第六十四条の十八その他削除条項への引用 | 削除又は引用条項を整備 | 引用条項整備   | 削除条項に係る罰則、手数料、登録、取消し、業務停止及び報告徴収を経過措置で処理する。     |

## 8.2 省エネ・非化石転換法

(省エネ・非化石転換法の一部改正)

### 附則第二十九条(省エネ・非化石転換法の一部改正)

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

- 一 題名を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。
- 二 第一条中「非化石エネルギーへの転換」を削り、同条をエネルギーの使用の合理化を目的とする規定に改める。
- 三 第二条中、非化石エネルギー、非化石エネルギーへの転換、非化石電気、非化石比率その他非化石転換に係る定義を削る。
- 四 基本方針、判断基準、中長期計画、定期報告、指導、助言、勧告、命令、公表及び罰則に係る規定のうち、非化石エネルギーへの転換、非化石電気の利用、非化石比率又は非化石エネルギーの利用目標に係る部分を削る。
- 五 電気の需要の最適化に係る規定については、電力需給の安定又はピーク対策に必要な規定を除き、非化石電気の利用目標、再生可能エネルギーの導入拡大又は脱炭素を目的とする義務、報告、勧告、命令、公表及び補助要件に係る部分を削る。
- 六 前各号の改正に伴い、目次、条、項、号、引用条項、政令及び省令への委任規定、様式並びに罰則を整備する。

### 附則第三十条(省エネ・非化石転換法関係の経過措置)

この法律の施行の日前に提出された非化石エネルギーへの転換に係る中長期計画、定期報告、非化石電気利用目標その他これらに類する書類は、この法律の施行の日以後、行政処分、勧告、命令、公表、補助要件、調達要件又は金融支援要件の根拠として用いてはならない。

2 施行日前にされた勧告、命令、公表その他の処分又は措置であって、非化石エネルギーへの転換又は非化石電気の利用のみを理由とするものは、この法律の施行の日において効力を失う。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

表 12 省エネ・非化石転換法改正に伴い整備を要する関係命令等

| 整備対象となる命令等                           | 種類      | 整備方針     | 存置する規定・制度                                | 改正又は廃止を要する規定・制度                                    | 法律案・附則上の取扱い   |
|--------------------------------------|---------|----------|--|--|---|
| エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令 | 政令      | 改正       | エネルギー使用合理化、特定事業者指定、管理統括、報告対象など、省エネ制度の中核。 | 非化石エネルギーへの転換、非化石エネルギー自動車、非化石電気・燃料、非化石目標に係る委任規定。    | 法律の題名を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改めることに伴い、施行令の題名及び非化石転換関連の委任規定を整備する。 |
| 同法施行規則                               | 省令      | 改正       | エネルギー使用状況届出、管理者選任、中長期計画、定期報告の省エネ部分。      | 中長期計画・定期報告における非化石エネルギー転換欄、非化石目標、非化石車両、充電・充てんインフラ欄。 | 様式第8・第9等を洗い替え。EEGS入力項目から非化石転換・CO2関連欄を削除。                        |
| エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針  | 告示・基本方針 | 改正       | エネルギー使用合理化、省エネルギー管理、需要平準化のうち供給安定に資する部分。  | 非化石エネルギーへの転換を政策目標化する部分、非化石転換目標、脱炭素・CNとの接続。         | 基本方針名及び本文を改正。非化石転換章は削除。   |
| 工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準     | 告示・判断基準 | 廃止・失効    | なし。省エネ判断基準とは分離。                          | 非化石エネルギーへの転換を事業者判断基準として求める全体。                      | 親規定削除により告示を廃止。施行日以後は勧告・命令・指導の根拠にしない。                            |
| 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準     | 告示・判断基準 | 一部改正     | エネルギー使用合理化、設備管理、熱・電気の効率管理。               | CO2削減又は非化石転換を直接の判断基準にする記述、非化石電気・再エネ導入を促す記述。        | 省エネ判断基準として残す。ただし脱炭素目的記述を削除。                                     |
| 電気の需要の最適化に資する措置に関する指針                | 告示・指針   | 要精査・一部改正 | ピーク対策、系統安定、供給安定に資するデマンドレスポンス等。           | 再エネ変動対応、非化石電源優先、CO2削減を目的とする需要誘導。                   | 脱炭素目的に限定される箇所を削除。供給安定・需給逼迫対応として必要な部分は存置。                        |
| 様式第8 中長期計画書・様式第9 定期報告書等              | 様式      | 改正       | 省エネ設備投資、原単位改善、エネルギー管理の記載欄。               | 非化石エネルギー転換計画、非化石エネルギー使用比率、CO2排出量、非化石車両導入、再エネ電気調達欄。 | 様式を省令改正で差替え。過年度提出済み部分は保存のみとし、未提出・未審査分は提出義務を消滅させる。               |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

表 13 省エネ・非化石転換法の改正対象規定及び改正内容

| 番号  | 改正対象規定 | 改正前の規定又は制度                        | 改正後の取扱い             | 法律案上の処理 | 経過措置・留意事項     |
|-----|--------|-----------------------------------|---------------------|---------|---------------|
| E-1 | 法律の題名  | エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 置換      | 従前の法律の題名への復元。 |

| 番号   | 改正対象規定                     | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い                                | 法律案上の処理   | 経過措置・留意事項                        |
|------|----------------------------|---|--|-----------|----------------------------------|
| E-2  | 第一条(目的)                    | 非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換電気の需要の最適化合理化及び非化石エネルギーへの転換等 | エネルギーの使用の合理化を中心とする目的規定へ戻す。             | 当該文言を削る   | 省エネ規制自体を残すか縮減するかは別途政策判断。         |
| E-3  | 第二条第三項一第六項(定義)             | 非化石燃料非化石エネルギー非化石エネルギーへの転換電気の需要の最適化  | エネルギー、燃料、熱、電気に関する定義だけを残す。              | 当該定義規定を削る | 削除後に参照不能となる条項を一括整理。              |
| E-4  | 第三条・第四条(基本方針・努力義務)         | 非化石エネルギーへの転換電気の需要の最適化非化石エネルギーへの転換等  | エネルギー使用合理化に関する基本方針・努力義務だけを残す。          | 当該文言を削る   | 需要平準化まで戻すか、需要最適化も削るかは電力制度との整合確認。 |
| E-5  | 第五条第二項以下(判断基準)             | 工場等における非化石エネルギーへの転換の判断の基準となるべき事項非化石エネルギーへの転換の目標電気需要最適化時間帯を踏まえた措置              | 第一項の省エネ判断基準を残す場合でも、非化石・需要最適化の基準は改正対象。  | 項削除       | 省令・告示の判断基準も別表第三で停止。              |
| E-6  | 第十五条第二項・第二十七条第二項・第三十九条第二項等 | 非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置                            | エネルギー使用合理化に係る計画だけを残すか、計画制度全体を縮小するか要判断。 | 項削除       | 提出済み計画は施行日に失効させるか、非化石部分のみ失効させる。  |
| E-7  | 第十六条・第二十八条等(定期報告)          | エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量環境大臣との協議   | エネルギー使用量・原単位等の報告を残す場合、CO2 排出量報告だけを削除。  | 当該文言を削る   | 温対法の廃止・Scope 算定停止と連動。            |
| E-8  | 第十八条等(非化石転換に関する勧告等)        | 非化石エネルギーへの転換に関する勧告等非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告公表                            | エネルギー使用合理化に関する勧告制度とは分離。                | 当該条を削る    | 削除条への罰則・公表規定の参照整理が必要。            |
| E-9  | 輸送部門・荷主関係                  | 貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換荷主に係る非化石エネルギーへの転換電気の需要の最適化                            | 物流効率化・安全規制は対象外。                        | 当該文言を削る   | 物流効率化法等との重複を確認。                  |
| E-10 | 機械器具・建築物関係の支援規定            | 非化石エネルギーを使用する機械器具の製造又は輸入その他の措置建築物において消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合を増加させる        | 省エネ性能に関する規格・表示だけを残すか別途判断。              | 当該文言を削る   | 建築物省エネ法の改正対象と整合。                 |
| E-11 | JOGMEC 等情報提供連動規定           | 水素等の調達若しくは貯蔵又は二酸化炭素の貯蔵に関して必要な情報の提供  | 資源安全保障上の通常業務と脱炭素支援業務を切り分ける。            | 連動削除      | JOGMEC 法側の水素・風力等業務の整理は別途対象化。     |

### 8.3 供給構造高度化法

(供給構造高度化法の一部改正)

#### 附則第三十一条(供給構造高度化法の一部改正)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

- 一 題名中「エネルギー源の環境適合利用及び」を削る。
- 二 第一条中、エネルギー源の環境適合利用、非化石エネルギー源の利用、エネルギー供給事業に係る環境への負荷の低減及び二酸化炭素排出削減に係る文言を削る。
- 三 特定エネルギー供給事業者その他の事業者による非化石エネルギー源の利用に係る目標、判断基準、計画、報告、勧告、命令、公表及び罰則に関する規定を削る。
- 四 非化石証書、非化石価値取引、非化石比率目標、高度化法義務その他これらに類する制度と接続する規定は、別表第三に掲げる制度の失効又は停止に伴い削る。
- 五 前各号の改正に伴い、目次、条、項、号、附則、別表、罰則及び引用条項を整備する。

#### 附則第三十二条(供給構造高度化法関係の経過措置)

この法律の施行の日前に提出された非化石エネルギー源の利用に係る計画、報告、証書取得状況、義務履行状況その他これらに類する書類は、この法律の施行の日以後、行政処分、勧告、命令、公表、補助要件、調達要件又は金融支援要件の根拠として用いてはならない。

2 非化石証書、非化石価値取引その他別表第三に掲げる制度に接続する未了の権利義務は、同表及び附則の清算規定に従って処理する。

#### 附則第三十三条(供給構造高度化法関係政令等の整備)

供給構造高度化法に基づく政令、省令、告示、基本方針、判断基準及び様式の整備に当たっては、エネルギー源の環境適合利用、非化石エネルギー源の利用、非化石電源比率、非化石証書、非化石価値取引その他脱炭素又は非化石化を目的とする規定を削除する。

2 前項の整備は、化石エネルギー原料の有効な利用、石油精製業者又はガス事業者に係る原料の有効利用、精製設備の高度化、燃料品質、供給安定その他脱炭素を目的としない規定を変更するものではない。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

表 14 供給構造高度化法改正に伴い整備を要する関係命令等

| 整備対象となる命令等            | 種類 | 整備方針    | 存置する規定・制度                                 | 改正又は廃止を要する規定・制度                                      | 法律案・附則上の取扱い  |
|-----------------------|----|---------|---|--|--|
| エネルギー供給構造高度化法本体に係る施行令 | 政令 | 改正・存置混在 | 化石エネルギー原料の有効利用、石油精製業者・ガス事業者に係る安定供給・効率化機能。 | 電気事業者等に対する非化石エネルギー源利用義務、非化石証書による義務達成、脱炭素燃料利用促進に係る委任。 | 全廃しない。施行令は、非化石・環境適合利用の部分を削除し、原油等の有効利用・石油精製関連機能を残す。 |

| 整備対象となる命令等                                | 種類      | 整備方針       | 存置する規定・制度                           | 改正又は廃止を要する規定・制度                                     | 法律案・附則上の取扱い   |
|---|---------|------------|-------------------------------------|---|---|
| 同法施行規則                                    | 省令      | 改正・存置混在    | 石油精製業者等の原油等有効利用に係る届出・報告・様式。         | 非化石エネルギー源利用計画、非化石電源比率、非化石証書、バイオ燃料・水素・アンモニア等の脱炭素目的欄。 | 様式第1～第11を精査。非化石利用・環境適合利用系の様式を削除し、化石エネルギー原料有効利用系は存置。 |
| 基本方針                                      | 告示・基本方針 | 大幅改正       | 燃料供給の安定、石油精製能力、原油等の有効利用、危機対応に資する部分。 | 非化石エネルギー源利用拡大、非化石電源比率、脱炭素燃料導入、CN/GXへの接続。            | 基本方針を改定し、法律名・目的から「環境適合利用」を削る場合は方針名も修正。              |
| エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準              | 告示・判断基準 | 廃止・失効      | なし。電気事業の安定供給規制は電気事業法側で存置。           | 非化石電源比率、非化石証書調達、電気事業者に対する非化石義務の全体。                  | 告示を失効。非化石証書市場・高度化法義務達成市場は別表第三の制度停止と接続。              |
| エネルギー源の環境適合利用に関するガス事業者・石油精製業者の判断の基準       | 告示・判断基準 | 原則廃止・一部要精査 | 原料利用効率・供給安定に直接関係する部分があれば、別告示へ移す。    | 環境適合利用、非化石燃料、バイオ燃料、水素・アンモニア等の脱炭素目的の利用促進。            | 一括廃止を基本。ただし石油精製の有効利用と重なる部分は残すか、別基準へ移す。              |
| 化石エネルギー原料の有効な利用に関するガス事業者の判断の基準            | 告示・判断基準 | 存置・必要に応じ改正 | 化石エネルギー原料の有効利用、供給効率化、安全・安定供給に資する部分。 | CO2削減、非化石化、脱炭素燃料への転換を直接目的とする部分。                     | 全廃対象にしない。CO2目的の文言のみ削除。                              |
| 令和六年度以降の五年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準 | 告示・判断基準 | 存置・一部改正    | 原油等の有効利用、製油所高度化、供給体制維持に係る機能。        | 脱炭素・非化石・CO2削減を判断項目とする部分があれば削除。                      | 本法律案の趣旨上、存置本命。必要に応じて題名・目的文だけ整理。                     |
| 高度化法関係様式第1～第11                            | 様式      | 仕分け改正      | 化石エネルギー原料有効利用、原油等有効利用、石油精製業者関連様式。   | 非化石エネルギー源利用、非化石電源比率、非化石証書、環境適合利用計画・報告に係る様式。         | 様式ごとに存置又は削除を判定し、省令別表又は様式一覧の改正として整理する。               |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

表 15 供給構造高度化法の改正対象規定及び改正内容

| 番号  | 改正対象規定  | 改正前の規定又は制度   | 改正後の取扱い                      | 法律案上の処理 | 経過措置・留意事項                            |
|-----|---------|--|------------------------------|---------|--------------------------------------|
| K-1 | 法律の題名   | エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 | 改正で残す場合：化石エネルギー原料の有効利用部分に限定。 | 改正      | 全廃ではなく改正として整理し、非化石・環境適合利用に係る規定のみを削る。 |
| K-2 | 第一条(目的) | 環境への負荷を低減することが重要となつていることエネルギー源の環境適合利用                | 化石エネルギー原料の有効利用を残すかどうかを判断。    | 当該文言を削る | 残す場合でも脱炭素目的を除外。                      |

| 番号  | 改正対象規定                              | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い  | 法律案上の処理   | 経過措置・留意事項                     |
|-----|-------------------------------------|---|--|-----------|-------------------------------|
| K-3 | 第二条(定義)                             | エネルギー源の環境適合利用<br>水素その他政令で定めるもの<br>二酸化炭素を回収し、及び貯<br>蔵する措置                                | 化石エネルギー原料の有効利<br>用に必要な定義だけを残す。                       | 当該定義規定を削る | 水素社会推進法・CCS 事業法<br>の廃止と整合。    |
| K-4 | 第三条一第八条等(特定エネ<br>ルギー供給事業者に係る措<br>置) | エネルギー源の環境適合利用<br>に関する基本方針判断の基準<br>計画の作成勧告・命令・公表   | 脱炭素・非化石の義務付けを<br>削除。                                 | 章・当該条を削る  | 非化石証書・高度化法目標と<br>連動して別表第三で停止。 |
| K-5 | 第九条                                 | 独立行政法人エネルギー・金<br>属鉱物資源機構の行う非化石<br>エネルギー源の調達等に関す<br>る情報の提供水素等の調達若<br>しくは貯蔵又は二酸化炭素の<br>貯蔵 | JOGMEC の通常の資源調達・<br>備蓄関連業務は本表の対象<br>外。               | 当該条を削る    | JOGMEC 法改正との連動確<br>認。         |
| K-6 | 第十条                                 | 電気に係るエネルギー源の環<br>境適合利用に関する情報の提<br>供その供給した電気に係るエ<br>ネルギー源の環境適合利用に<br>関して必要な情報            | 電力の安定供給・供給力確保<br>に係る情報提供とは切り分け<br>る。                 | 当該条を削る    | 非化石証書・CO2 排出係数・<br>小売表示制度と連動。 |
| K-7 | 第十三条・第十五条・第十六<br>条等                 | エネルギー源の環境適合利用<br>非化石エネルギー源の利用   | 参照条項を整理し、化石エネ<br>ルギー原料の有効利用だけを<br>残す場合は条番号を全面再<br>編。 | 当該文言を削る   | 改正より全廃の方が法制上簡<br>潔か要検討。       |
| K-8 | 政省令・告示・判断基準                         | 非化石電源比率目標高度化<br>法告示上の非化石・環境適合<br>利用基準   | 別表第三に失効・停止対象と<br>して移送。                               | 関係命令等を停止  | 清算対象は非化石証書等と併<br>せて整理。        |

## 8.4 港湾法

(港湾法の一部改正)

### 附則第三十四条(港湾法の一部改正)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

- 一 第五十条の二から第五十条の五までを削る。
- 三 前二号の整備は、電力の安定供給、保安、送配電、料金、供給義務、災害対応その他通常の電気事業規制を変更するものではない。
- 三 前二号の改正は、港湾の安全、保安、防災、物流、施設管理、港湾施設の維持管理又は通常の港湾機能の確保に関する規定を変更するものではない。

### 附則第三十五条(港湾法関係の経過措置)

この法律の施行の日前に作成され、又は変更された港湾脱炭素化推進計画、設置された港湾脱炭素化推進協議会、指定された脱炭素化推進地区及びこれらに基づく認定、許可、特例その他の措置は、この法律の施行の日において効力を失う。

2 通常の港湾法上の目的に照らして存続させることが相当な認定又は許可は、政令で定めるところにより、通常の港湾法上の認定又は許可があったものとみなすことができる。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

表 16 港湾法改正に伴い整備を要する関係命令等

| 整備対象となる命令等                       | 種類         | 整備方針    | 存置する規定・制度                             | 改正又は廃止を要する規定・制度                                   | 法律案・附則上の取扱い                                       |
|----------------------------------|------------|---------|---------------------------------------|---|---|
| 港湾法施行令                           | 政令         | 改正      | 港湾計画、港湾施設、保安、防災、港湾管理、埠頭・物流機能。         | 港湾脱炭素化推進計画に基づく港湾計画変更、脱炭素化促進事業、みなし許可・特例に係る規定。      | 親法第五十条の二～第五十条の五の削除に合わせ、委任・特例・用語を削除。               |
| 港湾法施行規則                          | 省令         | 改正      | 港湾管理、許認可、港湾施設、通常の届出・報告。               | 港湾脱炭素化推進計画、協議会、促進事業、計画達成状況評価、同意書等に係る様式・手続。        | 省令・様式を削除。係属中の計画認定・変更手続は不処理とする附則を置く。               |
| 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針 | 基本方針       | 一部改正    | 港湾の開発・利用・保全、物流、国際競争力、防災、保安。           | カーボンニュートラルポート、港湾脱炭素化、水素・アンモニア受入環境整備を脱炭素目的を付与する部分。 | 基本方針の該当記述を削除。燃料受入施設は安定供給・防災・物流目的として必要な別途存置。       |
| 港湾脱炭素化推進計画作成マニュアル                | マニュアル・行政資料 | 失効・撤回   | なし。港湾計画作成一般に関する技術資料は対象外。              | 港湾脱炭素化推進計画の作成、協議会、促進事業、CNP形成に係る全体。                | 親法削除に伴い撤回。計画済み案件は附則で失効・経過措置・許認可再確認を行う。            |
| 港湾脱炭素化推進協議会規約例・計画様式・同意書様式        | 様式・参考資料    | 失効・撤回   | 通常の港湾管理に必要な様式は存置。                     | 脱炭素化推進協議会、事業者同意、達成状況評価、計画公表様式。                    | 行政指導ベースで残らないよう、施行日に撤回を明記。                         |
| 既に公表された港湾脱炭素化推進計画                | 計画         | 失効・経過措置 | 計画内の通常の港湾施設整備・保安・物流事業で、別途法令上の根拠を持つもの。 | CO2削減、CNP、再エネ・水素・アンモニア等の脱炭素目的の事業指定、特例・みなし許可。      | 施行日以後、新規の法的効果を失わせる。既にみなし許可で着手した事業は一定期間内に通常許認可へ切替。 |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

表 17 港湾法の改正対象規定及び改正内容

| 番号  | 改正対象規定  | 改正前の規定又は制度                        | 改正後の取扱い                     | 法律案上の処理   | 経過措置・留意事項              |
|-----|---------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------|------------------------|
| P-1 | 目次、章及び節 | 第九章 港湾の効果的な利用に関する計画第一節 港湾脱炭素化推進計画 | 港湾の管理、利用、保全、保安、防災に関する規定は維持。 | 当該章及び節を削る | 条番号及び引用条項は正式条文化時に整備する。 |

| 番号  | 改正対象規定       | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い                    | 法律案上の処理   | 経過措置・留意事項                      |
|-----|--------------|---|----------------------------|-----------|--------------------------------|
| P-2 | 第五十条の二       | 港湾脱炭素化推進計画官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画 | 港湾計画・港湾施設管理制度は維持。          | 当該条を削る    | 作成済み計画は施行日に失効又は一定期間後失効。        |
| P-3 | 第五十条の三       | 港湾脱炭素化推進協議会港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議              | 通常の港湾協議会制度は対象外。            | 当該条を削る    | 協議会は施行日に解散。未了協議は終了。            |
| P-4 | 第五十条の四       | 港湾脱炭素化推進計画に係る港湾施設等の認定等の特例                         | 通常の許可・認定・届出手続に戻す。          | 当該特例規定を削る | 既に特例適用を受けた案件は通常許可への移行・清算規定が必要。 |
| P-5 | 第五十条の五       | 脱炭素化推進地区港湾脱炭素化促進事業                                | 分区・用途規制等の通常制度は維持。          | 当該条を削る    | 指定済み地区の失効時期を附則で定める。            |
| P-6 | 基本方針・関連告示・補助 | カーボンニュートラルポート港湾脱炭素化推進計画作成マニュアル脱炭素化促進事業に係る支援       | 港湾整備・防災・物流強靱化に係る予算とは切り分ける。 | 別表第三・第四連動 | 補助採択済み案件は清算対象表で進捗別に整理。         |

## 8.5 航空法及び空港法

(航空法の一部改正)

### 附則第三十六条(航空法の一部改正)

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

- 一 第一条中、航空の脱炭素化を推進するための措置に係る文言を削る。
- 二 第十章「航空の脱炭素化の推進」(第三百十一条の二の七から第三百十一条の二の十三までに相当する規定をいう。)を削る。
- 三 前二号の改正に伴い、目次、条、項、号、附則、別表、認定、報告、指導、助言、取消し、関係者協力、特例、罰則及び引用条項を整備する。

(空港法の一部改正)

### 附則第三十七条(空港法の一部改正)

空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

- 一 第一条中、空港の脱炭素化を推進するための措置に係る文言を削る。
- 二 空港脱炭素化推進計画、空港脱炭素化推進協議会、当該計画の認定、当該計画に係る特例、報告、勧告、命令その他空港の脱炭素化の推進に係る規定を削る。
- 三 前二号の改正に伴い、目次、条、項、号、附則、別表、認定、特例、補助又は交付金との接続規定、罰則及び引用条項を整備する。

### 附則第三十八条(航空法及び空港法関係の経過措置)

この法律の施行の日前に策定された航空脱炭素化推進基本方針、作成又は認定された航空運送事業脱炭素化推進計画、空港脱炭素化推進計画その他これらに類する計画は、この法律の施行の日において効力を失う。

2 この法律の施行の日前に設置された空港脱炭素化推進協議会並びに航空又は空港の脱炭素化を目的とする認定、特例、報告、勧告、命令、指導及び助言は、この法律の施行の日において効力を失う。

3 前二項の規定は、航空安全、空港安全、保安、防災、通常の空港管理又は航空運送の安全確保に関する法令上の義務を免れさせるものではない。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

表 18 航空法及び空港法改正に伴い整備を要する関係命令等

| 整備対象となる命令等                   | 種類        | 整備方針    | 存置する規定・制度                      | 改正又は廃止を要する規定・制度                                       | 法律案・附則上の取扱い   |
|------------------------------|-----------|---------|--------------------------------|---|---|
| 航空法施行規則                      | 省令        | 改正      | 航空安全、運航、整備、操縦士、航空運送事業の安全・保安規制。 | 航空脱炭素化推進基本方針、航空運送事業脱炭素化推進計画、認定申請、実施状況報告、SAF・CO2削減目標欄。 | 航空法第十当該章を削るに合わせ、省令上の計画認定・様式・報告義務を削除。                          |
| 空港法施行令・施行規則                  | 政令、省令     | 改正      | 空港設置管理、空港施設、保安、防災、空港機能維持。      | 空港脱炭素化推進計画、空港脱炭素化推進協議会、認定・変更・報告、再エネ・EV・水素等の脱炭素目的事業。   | 空港法の脱炭素化推進節削除に合わせ、政省令の委任規定・様式を削除。                             |
| 航空脱炭素化推進基本方針                 | 基本方針      | 失効      | 航空安全・空港機能維持は別制度で存置。            | 航空分野の脱炭素化目標、航空会社・空港の脱炭素化推進計画、SAF、電動化、水素等の政策体系。        | この法律の施行の日に失効。国土交通大臣は廃止告示を行う。                                  |
| 航空運送事業脱炭素化推進計画               | 計画・認定制度   | 失効・経過措置 | 通常の航空運送事業許可・安全規制。              | 認定済み計画、変更認定、実施状況報告、計画に基づく支援・特例。                       | 新規認定・変更認定を停止。既認定計画は一定期間で失効し、支援・補助は別表第四で清算。                    |
| 空港脱炭素化推進計画                   | 計画・認定制度   | 失効・経過措置 | 空港基本施設、保安、防災、通常の空港整備。          | 空港脱炭素化推進計画、協議会、再エネ導入、空港車両EV化、施設省CO2化、達成評価。            | 施行日以後、新規認定を停止。既認定計画は失効。通常の空港整備として必要なものは別法・予算に移行し、脱炭素名目支援は停止。  |
| 航空・空港脱炭素化推進計画作成ガイドライン、記載例、様式 | ガイドライン・様式 | 撤回      | 航空・空港の安全管理に係る様式は対象外。           | 脱炭素化計画の記載例、CO2排出量算定、SAF使用目標、再エネ電力調達、達成状況報告。           | 省令改正と同時に撤回。行政指導としての継続を防ぐため、附則に「脱炭素関連計画の作成又は提出を求めてはならない」規定を置く。 |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

表 19 航空法及び空港法の改正対象規定及び改正内容

| 番号   | 改正対象規定            | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い                          | 法律案上の処理   | 経過措置・留意事項                  |
|------|-------------------|---|----------------------------------|-----------|----------------------------|
| A-1  | 航空法第一条            | 航空の脱炭素化を推進するための措置を講ずること   | 航空の安全、利用者利便、航空運送事業の秩序等に関する目的は維持。 | 当該文言を削る   | 目的規定から脱炭素目的だけを削除。          |
| A-2  | 航空法目次・第十章         | 第十章 航空の脱炭素化の推進<br>第百三十一条の二の七<br>第百三十一条の二の十三                       | 無人航空機章等の条番号を整理。                  | 当該章を削る    | 条番号繰上げの整合確認。               |
| A-3  | 第百三十一条の二の七        | 航空脱炭素化推進基本方針<br>航空の脱炭素化の推進の意義及び目標地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和     | 航空安全・保安に関する基本方針とは分離。             | 当該条を削る    | 基本方針は別表第三で失効。              |
| A-4  | 第百三十一条の二の八        | 航空運送事業脱炭素化推進計画<br>非化石燃料の使用その他の措置認定航空運送事業者                         | 航空運送事業の通常の事業計画認可・届出制度は維持。        | 当該条を削る    | 認定済み計画の失効時期を附則で規定。         |
| A-5  | 第百三十一条の二の九<br>第十三 | 事業計画の変更の特例<br>空港脱炭素化推進協議会に対する協議の求め指導及び助言認定の取消し<br>航空の脱炭素化に関し相互に連携 | 航空安全確保に関する権限は維持。                 | 当該条を削る    | 特例に基づく認可・届出みなし効果の処理を附則で整理。 |
| A-6  | 空港法第一条            | 空港の脱炭素化を推進するための措置   | 空港の設置・管理・利用・安全に係る目的は維持。          | 当該文言を削る   | 目的規定から脱炭素部分のみ削除。           |
| A-7  | 空港法目次・第三節         | 第三節 空港の脱炭素化の推進<br>第二十四条―第三十条                                      | 空港機能施設事業、国有財産、料金、保安等は対象外。        | 節削除       | 条番号及び引用条項は正式条文化時に整備する。     |
| A-8  | 第二十四条・第二十五条       | 空港脱炭素化推進計画<br>国土交通大臣である空港管理者による計画<br>国土交通大臣以外の空港管理者による認定申請        | 通常空港管理計画・施設整備計画は維持。              | 当該条を削る    | 既認定計画は失効・清算。               |
| A-9  | 第二十六条             | 空港脱炭素化推進協議会<br>空港の脱炭素化に関し必要な協議                                    | 安全・保安・運航調整の協議制度は対象外。             | 当該条を削る    | 協議会は施行日に解散。                |
| A-10 | 第二十七条―第三十条        | 航空法の特例<br>国有財産法の特例指導及び助言認定の取消し                                    | 通常の許認可・国有財産手続へ戻す。                | 当該特例規定を削る | 特例適用済みの施設・契約は経過措置で処理。      |
| A-11 | 関連基本方針・補助事業       | 航空脱炭素化推進基本方針<br>空港脱炭素化推進計画策定支援<br>SAF・非化石燃料利用促進に係る支援              | 安全・保安・災害対応予算は対象外。                | 別表第三・第四連動 | 補助採択済み案件は清算対象表へ。           |

## 8.6 電気事業法関係

### 附則第三十九条(電気事業法関係の整備)

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)に基づく政令、省令、供給計画届出様式、広域的運営推進機関の業務規程、送配電等業務指針、容量市場に関する業務規程、長期脱炭素電源オークション募集要綱、容量確保契約約款その他の関係命令等について、次に掲げる措置を講ずる。

一 供給計画、接続、給電、電源入札、容量市場、非化石証書その他の制度において、脱炭素、非化石、再エネ特別支援又は二酸化炭素排出削減を目的とする義務、優先取扱い、加点、報告、評価又は支援に係る規定を削る。

二 長期脱炭素電源オークションについては、原子力及び LNG 専焼火力に係る募集、約定、容量確保契約、容量拠出金及び精算に係る規定を存置し、再生可能エネルギー電源並びに再生可能エネルギーの出力変動への対応を主たる目的とする蓄電池及び揚水式水力に係る募集区分、加点、落札、容量確保契約その他の支援に係る規定を削る。

三 前二号の整備は、電力の安定供給、保安、送配電、料金、供給義務、災害対応その他通常の電気事業規制を変更するものではない。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

表 20 電気事業法改正に伴い整備を要する関係命令等

| 整備対象    | 整備を要する命令等   | 整備方針   |
|---------|---|--|
| 電気事業法関係 | 供給計画様式、接続・給電関係規程、広域機関業務規程、容量市場及び長期脱炭素電源オークション関係規程、募集要綱、容量確保契約約款、非化石証書関係規程 | 電力の安定供給、保安、送配電及び料金に係る通常規定を存置する。長期脱炭素電源オークションについては、原子力及び LNG 専焼火力に係る容量確保制度を存置し、再エネ電源並びに再エネの出力変動への対応を主たる目的とする蓄電池及び揚水式水力に係る支援部分を削る。 |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

表 21 電気事業法関係命令等の改正対象規定及び改正内容

| 番号  | 改正対象規定                      | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い  | 法律案上の処理    | 経過措置・留意事項  |
|-----|-----------------------------|---|--|------------|--|
| E-1 | 電気事業法第 29 条(供給計画)及び供給計画届出様式 | 再生可能エネルギー導入量、非化石電源比率、CO2 排出削減、脱炭素電源投資、電力排出係数、カーボンニュートラル達成状況を供給計画の記載・評価対象とする部分 | 供給力、予備力、需給見通し、送配電設備、燃料調達、災害時供給力など、安定供給に必要な記載は維持する。 | 様式及び省令を改める | 法律本体を削るより、供給計画届出様式、審査基準、需給見通し資料から CO2・非化石評価欄を削る。 |
| E-2 | 広域機関の送配電等業務指針・業務規程          | 再エネの最大限導入、自然変動電源の優先的受入れ、火力発電を先に抑制することを再エネ優先の趣旨で定める部分                          | 周波数維持、需給均衡、系統安定、最小費用、保安上の制約を基準とする中立的な出力制御順位に戻す。    | 指針及び規程を改める | 電気事業法上の広域機関制度は維持。優先給電ルールは別表第三にも掲げる。              |

| 番号  | 改正対象規定                           | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い   | 法律案上の処理           | 経過措置・留意事項  |
|-----|----------------------------------|---|---|-------------------|--|
| E-3 | 託送供給等約款・系統連系ルール                  | 再エネ電源であること又は非化石電源であることを理由とする優先接続、接続義務、接続検討上の優遇、費用負担上の優遇       | 発電種別に中立的な接続検討、系統容量、安定性、工事費負担、先着順・入札等の一般ルールに戻す。                                    | 約款及び省令を改める        | 既接続契約は原則維持し、新規申込分から適用。FIT/FIP認定案件は清算表で別処理。                             |
| E-4 | 再エネ出力制御・優先給電関連ルール                | 再エネ導入拡大のため、火力、バイオマス等を先に抑制し、太陽光・風力の出力制御を後順位に置く運用               | 需給安定、調整能力、起動停止費用、燃料制約、地域間連系線、電源特性を踏まえた電源中立的な順位に改める。                               | 別表第三に基づき停止する      | 再エネ出力制御そのものをなくすのではなく、再エネ優先の根拠を削る。                                      |
| E-5 | 非化石価値取引・証書メニューとの接続               | 小売電気事業者の非化石価値調達、非化石証書、電力メニュー上の実質再エネ・実質CO2ゼロ表示を義務又は政府調達条件とする部分 | 電源構成、価格、供給条件の表示は残すが、非化石価値・CO2ゼロを法令上の優遇条件にしない。                                     | 制度停止・表示整理         | 非化石証書は別表第三の中心論点。既発行証書・保有残高の扱いは清算対象。                                    |
| E-6 | 長期脱炭素電源オークション関係規程、募集要綱及び容量確保契約約款 | 再エネ電源、蓄電池及び揚水式水力を対象電源、募集区分又は落札対象に含め、固定費水準の容量収入その他の支援を付与する部分   | 原子力及びLNG専焼火力に係る容量確保制度は存置する。再エネ電源並びに再エネの出力変動への対応を主たる目的とする蓄電池及び揚水式水力に係る支援部分は対象外とする。 | 業務規程、募集要綱及び約款を改める | 既落札案件については、容量確保契約、保証金、容量確保契約金額、容量拠出金、他市場収益の還付、契約変更又は解除の要否を清算対象として処理する。 |

## 8.7 グリーン購入法

(グリーン購入法の一部改正)

### 附則第四十条(グリーン購入法の一部改正)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

- 一 第六条に次の一項を加える。「基本方針には、二酸化炭素排出削減、温室効果ガス排出削減、脱炭素、非化石電力、カーボンフットプリント、Jクレジット又はライフサイクル二酸化炭素排出量を、特定調達品目の判断の基準、配慮事項又は加点要件とする事項を定めてはならない。」
- 二 第七条に基づく調達方針及び第八条に基づく調達実績の概要について、前号に掲げる事項を調達目標、優先要件又は実績評価の基準とする部分を削る。
- 三 前二号の改正に伴い、政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式及び実績公表に係る規定を整理する。

### 附則第四十一条(グリーン購入法関係の経過措置)

施行日前に定められた基本方針、各機関の調達方針及び特定調達品目の判断の基準は、施行日以後、二酸化炭素排出削減、温室効果ガス排出削減、脱炭素、非化石電力、カーボンフットプリント、Jクレジットその他これらに類する事項を調達義務又は優先要件とする限度で効力を失う。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

表 22 グリーン購入法改正に伴い整備を要する基本方針等

| 整備対象    | 整備を要する命令等                       | 整備方針                             |
|---------|---------------------------------|----------------------------------|
| グリーン購入法 | 基本方針、特定調達品目、判断基準、各機関調達方針、調達実績様式 | CO2・CFP・非化石電力・Jクレジットを基準とする部分を削除。 |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

表 23 グリーン購入法の改正対象規定及び改正内容

| 番号  | 改正対象規定                    | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い  | 法律案上の処理          | 経過措置・留意事項                                |
|-----|---------------------------|---|--|------------------|--|
| G-1 | 第 2 条(環境物品等の定義)           | 二酸化炭素排出量、温室効果ガス排出量、脱炭素、カーボンニュートラル、非化石電力、LCCO2 又はカーボンフットプリントを理由として環境物品等に該当するとする運用      | 環境への負荷の低減に資する物品等という一般定義は残す。                        | 基本方針等における取扱いを改める | 定義条文自体に CO2 文言がない場合は、附則又は本則の射程限定規定で処理する。 |
| G-2 | 第 6 条(環境物品等の調達の基本方針)      | 基本方針において、CO2 排出量、温室効果ガス排出量、脱炭素、非化石電力、カーボンニュートラル、ライフサイクル炭素排出量その他脱炭素を目的とする事項を判断の基準とすること | 基本方針には、CO2 削減又は脱炭素を目的とする事項を特定調達品目の判断基準として定めてはならない。 | 射程限定規定を追加        | 法律本体の条文追加で基本方針を縛る。基本方針そのものの改定は別表第三にも連動。  |
| G-3 | 第 7 条(環境物品等の調達方針)         | 各省各庁等の調達方針において、CO2 削減量、電力排出係数、非化石電力利用率、カーボンフットプリント又は脱炭素貢献を調達目標とすること                   | 各省各庁等は、基本方針の射程限定に従い、脱炭素目的の判断基準を調達方針に置かない。          | 当該文言を削る＋運用停止     | 施行年度の調達方針は改定又は失効。契約済み案件は契約法上の整理が必要。      |
| G-4 | 第 8 条(調達実績の概要の公表等)        | 調達実績として CO2 削減量、温室効果ガス削減量、非化石電力調達量、脱炭素貢献量を集計・公表・通知すること                                | 調達金額、品目、数量等の一般的な実績公表は、政策判断により残す。                   | 報告項目削除           | 年度途中の場合、施行日前実績と施行後実績を分ける経過措置を置く。         |
| G-5 | 令和 8 年 2 月 3 日変更閣議決定の基本方針 | 非化石電力鋼材、カーボンニュートラル、カーボンフットプリント、LCCO2、GHG 排出量、電力排出係数その他 CO2 を評価軸とする判断基準                | 再生資源、長寿命化、有害物質削減、廃棄物削減、低騒音等の CO2 以外の基準は別途精査。       | 基本方針改定・一部失効      | 基本方針は別表第三「失効・停止する制度」にも掲げ、閣議決定の変更を要する。    |

| 番号  | 改正対象規定      | 改正前の規定又は制度                                   | 改正後の取扱い                         | 法律案上の処理 | 経過措置・留意事項                        |
|-----|-------------|--|---------------------------------|---------|----------------------------------|
| G-6 | 特定調達品目・判断基準 | 電力の排出係数、自動車・燃料・建材・鋼材・印刷等におけるCO2又は脱炭素に係る上乘せ基準 | 品質、安全、価格、供給安定性、耐久性、資源循環等の基準は残す。 | 関係基準を改正 | 品目ごとの改正対象整理は、基本方針本文を入手した上で別紙化する。 |

## 8.8 石油石炭税法・租税特別措置法・特別会計法

(租税特別措置法等の一部改正)

### 附則第四十二条(租税特別措置法の一部改正)

租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

- 一 第九十条の三の二を削る。
- 三 前二号の整備は、電力の安定供給、保安、送配電、料金、供給義務、災害対応その他通常の電気事業規制を変更するものではない。

### 附則第四十三条(特別会計に関する法律の一部改正)

特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

- 一 エネルギー対策特別会計の歳出又は使途に係る規定のうち、二酸化炭素排出削減、温室効果ガス排出削減、地球温暖化対策、脱炭素、再生可能エネルギーの特別な推進又はGXを目的とする補助、委託、基金、交付金及び調査に係る部分を削る。

### 附則第四十四条(税制・特別会計関係の経過措置)

施行日前に課税物件の移出又は引取りがあったものについては、納税義務、還付請求権、過誤納金及び用途証明の清算に限り、政令で定める期間、なお従前の例による。施行日以後は、地球温暖化対策のための税率の特例に基づく新たな納税義務及び還付請求権は発生しない。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

**表 24 租税特別措置法及び特別会計法改正に伴い整備を要する関係命令等**

| 整備対象                 | 整備を要する命令等                              | 整備方針                          |
|----------------------|--|-------------------------------|
| 石油石炭税法・租税特別措置法・特別会計法 | 租税特別措置法施行令・施行規則、還付申請様式、エネルギー対策特別会計関連規定 | 特例税率、還付、用途証明、CO2削減財源接続を削除し清算。 |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

**表 25 租税特別措置法及び特別会計法の改正対象規定及び改正内容**

| 番号  | 改正対象規定                                       | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い   | 法律案上の処理              | 経過措置・留意事項                              |
|-----|--|---|---|----------------------|--|
| T-1 | 租税特別措置法第 90 条の 3 の 2(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例) | 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例  | 石油石炭税法第 9 条の本則税率による。                                  | 当該条を削る               | 施行日以後に採取場から移出又は保税地域から引き取られるものから適用。     |
| T-2 | 同条各号の特例税率                                    | 原油及び石油製品一キロリットルにつき 2,800 円、ガス状炭化水素一トンにつき 1,860 円、石炭一トンにつき 1,370 円 | 本則税率:原油及び石油製品 2,040 円、ガス状炭化水素 1,080 円、石炭 700 円を基準とする。 | 税率復元                 | 税率差額の清算方法を附則で明記。                       |
| T-3 | 還付制度・用途証明・申請手続                               | 地球温暖化対策のための税率の特例により計算した税額と本則税率により計算した税額との差額に相当する金額の還付             | 施行日前に既に発生した還付請求権は、清算期間内に限り処理する。                       | 当該制度を廃止し、附則で経過措置を定める | 既発生の還付請求、用途証明、審査中案件、過誤納金は清算勘定で処理。      |
| T-4 | 石油石炭税法本体                                     | 石油石炭税法全体の廃止   | 石油石炭税法は維持し、脱炭素目的の上乗せ特例だけを廃止する。                        | 改正対象外                | エネルギー安定供給財源としての本則課税の扱いは、別途政策判断。        |
| T-5 | 特別会計法第 85 条・第 90 条等(エネルギー対策特別会計)             | エネルギー起源 CO2 排出抑制、地球温暖化対策、脱炭素、非化石化、GX その他 CO2 削減を目的とする経費への充当       | 燃料安定供給対策、備蓄、調達、サプライチェーン強靱化等の CO2 削減を目的としない用途は残す。      | 使途限定・予算停止            | 条番号及び勘定区分は、特別会計法・施行令・歳入歳出予算額各目明細書で再確認。 |
| T-6 | GX 経済移行債・GX 推進機構との接続                         | GX 経済移行債の新規発行、GX 推進機構を通じた脱炭素投資支援、化石燃料賦課金準備、有償オークション準備             | 発行済み債券、契約済み保証、出資、未払債務は清算勘定で処理する。                      | 別表第四十附則              | 本表では関係条項の改正対象にとどめ、実際の清算条項は附則で一括規定。     |

## 8.9 金融商品取引法関係

(金融商品取引法関係命令等の整備)

### 附則第四十五条(金融商品取引法関係の整備)

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づく内閣府令、告示、様式、ガイドラインその他の関係命令等について、次に掲げる措置を講ずる。

一 企業内容等の開示に関する内閣府令、様式、告示及び企業内容等開示ガイドラインのうち、気候関連開示、温室効果ガス排出量、Scope 一、Scope 二、Scope 三、SSBJ 気候関連開示基準、移行計画、削減目標及びカーボンニュートラルに係る記載を義務付ける部分を削る。

三 前二号の整備は、電力の安定供給、保安、送配電、料金、供給義務、災害対応その他通常の電気事業規制を変更するものではない。

### 附則第四十六条(金融商品取引法関係の経過措置)

施行日前に提出された有価証券報告書等に係る訂正報告書、審査、縦覧、保存及び EDINET 上の表示については、記録保存に必要な限度で従前の例による。ただし、施行日以後、気候関連開示の不存在又は不備のみを理由として行政処分又は課徴金の対象としてはならない。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

表 26 金融商品取引法関係の開示府令等の整備事項

| 整備対象      | 整備を要する命令等                | 整備方針                                   |
|-----------|--------------------------|--|
| 金融商品取引法関係 | 開示府令、告示、様式、企業内容等開示ガイドライン | 気候関連開示、GHG、Scope、SSBJ 気候基準を義務とする部分を削除。 |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

表 27 金融商品取引法関係の開示府令等の改正対象規定及び改正内容

| 番号  | 改正対象規定                        | 改正前の規定又は制度   | 改正後の取扱い   | 法律案上の処理           | 経過措置・留意事項                                     |
|-----|-------------------------------|--|---|-------------------|---|
| F-1 | 金融商品取引法第 24 条等<br>(有価証券報告書制度) | 有価証券報告書制度全体の廃止   | 有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書等の一般的な法定開示制度は維持する。               | 改正対象外             | 金融商品取引法自体は原則維持。関係府令、告示及びガイドラインで処理。            |
| F-2 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条の 9     | SSBJ 基準に従って有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報を記載する義務のうち、気候関連開示基準及び温室効果ガス排出量に係る部分 | CO2・気候関連を除く一般的な事業情報・財務情報・人的資本等の開示は維持する。             | 府令改正              | SSBJ 基準全体を外すか、気候関連基準だけを外すかは政策判断。本稿では後者を基本とする。 |
| F-3 | 金融庁告示(指定市場・指定基準)              | SSBJ 気候関連開示基準を、法定開示において従うべき基準として指定する部分                               | 金融庁長官による市場指定その他の技術的指定は、CO2・気候関連を除く範囲で維持可能。          | 告示を改正し、該当部分を失効させる | 告示番号・対象基準名は別表第三に掲げる。                          |
| F-4 | 第二号様式・第四号の三様式等の記載上の注意         | Scope3 温室効果ガス排出量、GHG 排出量、気候関連リスク、移行リスク、気候関連目標、炭素価格、排出係数等の記載要求        | 財務上重要な通常の事業リスクの記載は維持。CO2 規制・脱炭素政策を前提とする義務的記載だけを削除。  | 様式・記載要領改正         | 提出済み有報・半報に係る訂正報告書義務の扱いを附則で整理。                 |
| F-5 | 企業内容等開示ガイドライン B 5-16-2 等      | Scope3 温室効果ガス排出量に関する定量情報についてのセーフハーバー・ルール                             | GHG 排出量開示義務を削除するため、当該セーフハーバーも不要となる。                 | ガイドライン削除          | 過去提出書類に対する責任・訂正の扱いは経過措置で明確化。                  |
| F-6 | SSBJ 気候関連開示基準                 | 気候関連のリスク及び機会、GHG 排出量、Scope 別排出量、気候関連目標等の開示を法定開示に組み込む運用               | 任意開示として企業が自発的に行うことは妨げないが、法定義務化・上場維持要件化・政府調達条件化はしない。 | 別表第三との接続          | 金融商品取引法関係ではなく、別表第三「失効・停止する制度」にも掲げる。           |

## 8.10 資源有効利用促進法

(資源有効利用促進法の一部改正)

附則第四十七条(資源有効利用促進法の一部改正)

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

- 一 指定脱炭素化再生資源利用促進製品、脱炭素化再生資源、資源有効利用・脱炭素化促進設計指針その他脱炭素化を目的とする定義を削る。
- 二 脱炭素化再生資源の利用に係る計画、定期報告、勧告、命令、公表、表示、認定、特例及び金融支援に係る規定を削る。
- 三 GX 推進機構その他 GX 関連機関による債務保証、助成、金融支援又は認定製品に対する優遇に係る規定を削る。

**附則第四十八条(資源有効利用促進法関係の経過措置)**

施行日前にされた脱炭素化再生資源利用計画、設計認定、表示、GX 機構支援決定その他これらに類する行為は、清算、記録保存、表示の終了及び支援契約の終了処理に必要な限度で、政令で定める期間、なお従前の例による。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

**表 28 資源有効利用促進法改正に伴い整備を要する関係命令等**

| 整備対象      | 整備を要する命令等               | 整備方針                            |
|-----------|-------------------------|---------------------------------|
| 資源有効利用促進法 | 施行令・施行規則、設計認定省令、設計指針、様式 | 脱炭素化再生資源、脱炭素化促進設計指針、GX 支援接続を削除。 |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

**表 29 資源有効利用促進法の改正対象規定及び改正内容**

| 番号  | 改正対象規定                              | 改正前の規定又は制度   | 改正後の取扱い  | 法律案上の処理             | 経過措置・留意事項                                 |
|-----|-------------------------------------|--|--|---------------------|---|
| R-1 | 定義規定(指定脱炭素化再生資源利用促進製品、脱炭素化再生資源等)    | 指定脱炭素化再生資源利用促進製品、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者、脱炭素化再生資源その他脱炭素化を中核とする定義   | 指定省資源化製品、指定再利用促進製品、指定再生利用促進製品等の資源有効利用目的の定義は別途精査して残す。 | 当該定義規定を削り、引用条項を整備する | 当該定義規定を削るに伴う引用条項の機械的削除が多数発生する。            |
| R-2 | 第 23 条～第 28 条付近(指定脱炭素化再生資源利用促進製品制度) | 脱炭素化の促進のため、指定製品の製造・販売等を行う事業者に再生材利用計画の提出、定期報告、勧告、公表、命令等を求める制度 | 再生資源利用を純粋な資源制約・廃棄物対策として行う任意制度は、必要に応じて別制度として残す。       | 条群削除                | 条番号は施行時点の現行条文で確定する。既提出計画は附則で失効・清算。        |
| R-3 | 第 29 条(資源有効利用・脱炭素化促進設計指針)           | 資源有効利用・脱炭素化促進設計指針  | 資源有効利用促進設計指針   | 題名及び目的規定を改める        | 指針名から「脱炭素化」を削除。指針内容も CO2・GHG・脱炭素評価項目を削る。  |
| R-4 | 第 29 条～第 50 条付近(設計認定・表示・特例)         | 脱炭素化を特に促進する設計認定、認定表示、認定事業者への特例、GX 機構支援との接続                   | 解体・分別容易性、長寿命化、修理容易性、再利用可能性等の資源有効利用目的の認定を残すかは別途判断。    | 該当規定を削り、制度を再整理する    | 指針制度全体が脱炭素化と一体化している場合は、条群ごと削除して簡素化する案もある。 |

| 番号  | 改正対象規定           | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い                                 | 法律案上の処理  | 経過措置・留意事項                      |
|-----|------------------|---|---|----------|--------------------------------|
| R-5 | GX 機構・金融支援との接続条項 | 脱炭素化促進設計認定、リサイクル設備投資、GX 機構による債務保証・助成金その他の金融支援     | 既に締結された保証・助成契約は清算対象とし、新規支援を禁止する。        | 附則・別表第四  | GX 機構支援は別表第四の清算対象。未採択・未契約分は停止。 |
| R-6 | 施行令・省令・指針・様式     | 脱炭素化再生資源利用計画、定期報告、脱炭素化促進設計認定申請、脱炭素化適合説明、認定表示に係る様式 | 資源有効利用に係る一般的な届出・報告を残す場合は、CO2・脱炭素欄を削除する。 | 関係命令等を改正 | 施行日後の提出期限・報告年度を経過措置で整理。        |

## 8.11 プラスチック資源循環促進法

(プラスチック資源循環促進法の一部改正)

### 附則第四十九条(プラスチック資源循環促進法の一部改正)

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

- 一 基本方針、プラスチック使用製品設計指針、認定基準、手引き、様式その他の関係命令等のうち、二酸化炭素排出削減、温室効果ガス排出削減、脱炭素、GX、カーボンフットプリント又はバイオマス由来であることを温暖化対策上優遇する基準に係る部分を削る。
- 二 エネルギー対策特別会計、GX 財源、脱炭素補助金又は再エネ調達優遇と接続する規定を削る。

### 附則第五十条(プラスチック資源循環促進法関係の経過措置)

施行日前にされた認定、申請、補助金交付決定、モデル事業採択又は GX・エネ特支援決定は、新規支援を発生させない。既発生債務、補助金返還、事業報告及び記録保存は清算規定に従って処理する。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

表 30 プラスチック資源循環促進法改正に伴い整備を要する関係命令等

| 整備対象          | 整備を要する命令等                 | 整備方針                                 |
|---------------|---------------------------|--------------------------------------|
| プラスチック資源循環促進法 | 基本方針、設計指針、認定手引き、申請様式、支援措置 | GHG 削減・脱炭素・GX・CFP を認定又は補助要件とする部分を削除。 |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

表 31 プラスチック資源循環促進法の改正対象規定及び改正内容

| 番号 | 改正対象規定 | 改正前の規定又は制度 | 改正後の取扱い | 法律案上の処理 | 経過措置・留意事項 |
|----|--------|------------|---------|---------|-----------|
|----|--------|------------|---------|---------|-----------|

| 番号  | 改正対象規定                          | 改正前の規定又は制度   | 改正後の取扱い  | 法律案上の処理 | 経過措置・留意事項  |
|-----|---------------------------------|--|--|---------|--|
| P-1 | 第1条(目的)                         | 法律本体の目的規定から脱炭素又は温室効果ガス削減を削除する改正                                      | 現行の第1条は、プラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境変化への対応、資源循環、生活環境保全、国民経済の健全な発展を目的とするため、原則として触れない。 | 改正対象外   | 現行目的条文に明示的CO2文言がない限り、目的規定は維持。                          |
| P-2 | 第3条(基本方針)及び基本方針本文               | 2030年度温室効果ガス削減目標への貢献、カーボンニュートラル、バイオマスプラスチック又は再生可能資源への転換を脱炭素目的で推進する部分 | 海洋プラスチック対策、廃棄物削減、分別収集、再商品化、再資源化、長寿命化等の資源循環目的は残す。                             | 基本方針改定  | 基本方針は別表第三に掲げる。閣議決定又は主務大臣方針の改定が必要。                      |
| P-3 | プラスチック使用製品設計指針                  | 製品設計において、温室効果ガス削減、カーボンフットプリント、バイオマス由来、再生可能資源由来、脱炭素貢献を認定・評価項目とする部分    | 減量化、分別容易性、単一素材化、再利用・再資源化容易性、安全性、品質保持に係る基準は残す。                                | 指針改定    | バイオマスプラスチックはCO2削減目的で優遇する場合のみ改正対象。石油代替の産業政策として残すかは別途判断。 |
| P-4 | 認定プラスチック使用製品・認定基準               | 脱炭素貢献、GHG削減、再生可能資源比率、バイオマス比率を認定の要件又は加点項目とする運用                        | 資源循環、再資源化容易性、使用合理化、生活環境保全を理由とする認定は維持可能。                                      | 認定基準改定  | 既認定製品の表示は、CO2・脱炭素表示部分のみ見直す。                            |
| P-5 | 市町村の分別収集・再商品化、自主回収・再資源化、排出事業者制度 | 制度全体の廃止  | 分別収集、再商品化、自主回収、再資源化、排出抑制の制度は、CO2目的でない限り維持する。                                 | 改正対象外   | ここを廃止対象に入れると生活環境・廃棄物処理制度に影響が大きい。                       |
| P-6 | 関連補助金・広報・地方計画                   | プラスチック資源循環を、脱炭素、カーボンニュートラル、地域脱炭素、GX、Scope削減に結び付けた補助・広報・地方計画          | 廃棄物処理、生活環境保全、リサイクルインフラの一般的支援は、別途政策判断とする。                                     | 別表第三・第四 | 制度そのものより、予算・計画・広報資料の整理が中心。                             |

## 8.12 みどりの食料システム法

(みどりの食料システム法の一部改正)

### 附則第五十一条(みどりの食料システム法の一部改正)

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

一 第二条第四項第二号を削る。

二 基本理念、基本方針、基本計画、認定制度及び支援措置に係る規定のうち、温室効果ガスの排出の抑制、吸収作用、地球温暖化対策計画又は地方公共団体実行計画との調和、脱炭素、カーボンニュートラル、Jクレジットその他これらに類する事項に係る部分を削る。

三 農産物の環境負荷低減の取組の見える化その他の表示制度のうち、温室効果ガス排出量、削減率、等級ラベル、ライフサイクル温室効果ガス排出量その他これらに類する事項を義務、補助、調達、認定又は金融支援の要件とする部分を削る。

#### 附則第五十二条(みどりの食料システム法関係の経過措置)

施行日前にされた認定、基本計画、特定区域、税制・金融支援、見える化表示その他の措置は、CO<sub>2</sub> 又は温室効果ガス削減を目的とする限度で効力を失う。ただし、土づくり、化学肥料・化学農薬低減、有機農業、生物多様性等に係る非 CO<sub>2</sub> 部分は、通常制度へのみなし移行を政令で定めることができる。

この改正に伴い、少なくとも次に掲げる政令、省令、告示、基本方針、判断基準、様式その他の関係命令等について、改正又は廃止を行う必要がある。

表 32 みどりの食料システム法改正に伴い整備を要する関係命令等

| 整備対象        | 整備を要する命令等                       | 整備方針                           |
|-------------|---------------------------------|--------------------------------|
| みどりの食料システム法 | 基本方針、基本計画、認定手引き、見える化ガイドライン、支援要綱 | GHG 排出抑制・吸収・Jクレジット・脱炭素目的支援を削除。 |

以下は、当該法律及びこれに基づく関係命令等における主な改正対象規定及び改正内容を整理したものである。

表 33 みどりの食料システム法の改正対象規定及び改正内容

| 番号  | 改正対象規定                   | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い   | 法律案上の処理      | 経過措置・留意事項   |
|-----|--------------------------|---|---|--------------|---|
| M-1 | 第2条第4項第2号(環境負荷低減事業活動の類型) | 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動                                 | 土づくり、化学肥料・化学農薬低減、有機農業等のうち CO <sub>2</sub> 目的でない活動は残す。           | 号削除又は当該文言を削る | 第2号削除に伴い、施行規則・基本方針・認定基準の引用を整理。                          |
| M-2 | 基本理念・国の施策・基本方針           | 食料システム全体の脱炭素化、温室効果ガス削減、カーボンニュートラル、農林水産分野のGXを目的とする記載   | 食料安全保障、生産性、土壤保全、化学肥料・化学農薬低減、生物多様性等の CO <sub>2</sub> 目的でない記載は残す。 | 当該文言を削る・方針改定 | 基本方針は別表第三にも掲げる。   |
| M-3 | 都道府県・市町村基本計画、実施計画認定制度    | 温室効果ガス削減、脱炭素、再エネ導入、バイオ炭、カーボンクレジット創出等を理由とする計画認定・目標設定   | CO <sub>2</sub> 目的でない農地・土壌・肥料・農薬・生物多様性関係の計画は、別途見直し対象外とする。       | 認定基準改正       | 既認定計画は、CO <sub>2</sub> ・脱炭素部分だけを失効させるか、計画変更を求める経過措置を置く。 |
| M-4 | 税制・金融上の支援措置              | 温室効果ガス削減、脱炭素化、GX、カーボンクレジット創出を理由とする税制優遇、金融支援、補助採択、利子補給 | 農業経営基盤強化、食料安全保障、防災、通常設備投資支援は、本法律案の対象外。                          | 別表第四・附則      | 交付決定済み・融資実行済み案件は清算対象。未採択・未契約は停止。                        |

| 番号  | 改正対象規定            | 改正前の規定又は制度  | 改正後の取扱い                                    | 法律案上の処理  | 経過措置・留意事項                         |
|-----|-------------------|---|--|----------|-----------------------------------|
| M-5 | 農産物の環境負荷低減の「見える化」 | 温室効果ガス削減への貢献、GHG簡易算定、削減貢献率、星ラベル、CO2削減効果を消費者選択の表示基準とする部分 | 生物多様性保全等、CO2目的でない表示については、必要に応じて別制度として扱う。   | ガイドライン停止 | 法律本体より、農水省ガイドライン・運用ページを別表第三で停止する。 |
| M-6 | みどり加速化 GX プラン等    | MIDORI BOOST、GX、脱炭素投資、温室効果ガス削減、カーボンクレジットを柱とする政策パッケージ    | 食料安全保障、生産基盤強化、農業技術、人材確保などCO2目的でない施策は切り分ける。 | 別表第三・第四  | 2026年6月決定の計画・予算資料を別途精査。           |

## 9 参考資料リンク

以下のリンクは、法令名、制度名、予算・基金、関係命令等を確認するための参照先である。

表 34 参考資料リンク

| 資料・制度                                     | URL   |
|---|---|
| e-Gov 法令検索                                | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/">https://laws.e-gov.go.jp/</a>   |
| 国土交通省「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案」 | <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001129.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001129.html</a>   |
| 同・提出法律案本文 PDF                             | <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001991076.pdf">https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001991076.pdf</a>   |
| 資源エネルギー庁 FIT/FIP 制度                       | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_kakaku.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_kakaku.html</a>                   |
| 経済産業省 GX 政策                               | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html</a>                                       |
| GX 推進機構                                   | <a href="https://www.gxa.go.jp/">https://www.gxa.go.jp/</a>   |
| 環境省 地球温暖化対策計画                             | <a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html</a>   |
| 環境省 日本の NDC                               | <a href="https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/ndc.html">https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/ndc.html</a>   |
| 温対法                                       | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000117">https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000117</a>   |
| GX 推進法                                    | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/505AC0000000032">https://laws.e-gov.go.jp/law/505AC0000000032</a>   |
| 再エネ特措法                                    | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC0000000108">https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC0000000108</a>   |
| 再エネ海域利用法                                  | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000089">https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000089</a>   |
| 水素社会推進法                                   | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000037">https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000037</a>   |
| CCS 事業法                                   | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000038">https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC0000000038</a>   |
| 低炭素都市法                                    | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/424AC0000000084">https://laws.e-gov.go.jp/law/424AC0000000084</a>   |
| 農山漁村再エネ法                                  | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000081">https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000081</a>   |
| バイオマス活用推進基本法                              | <a href="https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/17120090612052.htm">https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/17120090612052.htm</a>                         |
| 環境配慮契約法                                   | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/419AC0100000056">https://laws.e-gov.go.jp/law/419AC0100000056</a>   |
| 気候変動適応法                                   | <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000050">https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000050</a>   |
| 改正気候変動適応法・熱中症対策                           | <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/doc_ccaa.php">https://www.wbgt.env.go.jp/doc_ccaa.php</a>   |
| MOE 地球温暖化対策計画                             | <a href="https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html">https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html</a>   |
| METI GX 政策・GX2040 ビジョン                    | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html</a>                                       |
| METI 排出量取引制度の詳細設計                         | <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/001_03_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/pdf/001_03_00.pdf</a> |
| METI GX 推進法改正概要                           | <a href="https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250225001/20250225001.html">https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250225001/20250225001.html</a>   |

| 資料・制度                          | URL   |
|--------------------------------|---|
| 資源エネルギー庁 2026 FIT/FIP 制度ガイドブック | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data/kaitori/2026_fit_fip_guidebook.pdf">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/data/kaitori/2026_fit_fip_guidebook.pdf</a>               |
| 資源エネルギー庁 FIT/FIP FAQ           | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html</a>   |
| OCCTO FIT/FIP 業務運用スケジュール       | <a href="https://www.occto.or.jp/various/saiene/notification.html">https://www.occto.or.jp/various/saiene/notification.html</a>   |
| OCCTO 徴収等業務規程(非化石証書等)          | <a href="https://www.occto.or.jp/assets/iken/2023/files/ikenboshuu_choushuu_240213.pdf">https://www.occto.or.jp/assets/iken/2023/files/ikenboshuu_choushuu_240213.pdf</a>   |
| J-クレジット制度                      | <a href="https://japancredit.go.jp/about/outline/">https://japancredit.go.jp/about/outline/</a>   |
| METI LCA/カーボンフットプリント           | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/LCA_CFP/LCA_CFP.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/LCA_CFP/LCA_CFP.html</a>   |
| 金融庁 SSBJ 基準関連開示府令案             | <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251126/20251126.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251126/20251126.html</a>   |
| 環境省 地方公共団体実行計画                 | <a href="https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/">https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/</a>   |
| METI GX 政策                     | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/index.html</a>   |
| GX2040 ビジョン概要                  | <a href="https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004-3.pdf">https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218004/20250218004-3.pdf</a>   |
| METI グリーンイノベーション基金             | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/">https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/</a>   |
| GI 基金効果検証シナリオ                  | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/ebpm/kensyo_shinario/260331_gi.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/ebpm/kensyo_shinario/260331_gi.pdf</a>   |
| 環境省 脱炭素先行地域                    | <a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/</a>   |
| 環境省 重点対策加速化事業                  | <a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/measures/">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/measures/</a>   |
| 環境省 エネ特 2026 脱炭素化事業一覧          | <a href="https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2026/">https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2026/</a>   |
| 資源エネルギー庁 系統用蓄電池補助              | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer_result/2025/0129_03.html">https://www.enecho.meti.go.jp/appli/public_offer_result/2025/0129_03.html</a>   |
| METI CEV 補助                    | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7h_cev.html">https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7h_cev.html</a>   |
| METI 充電インフラ補助                  | <a href="https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7hosei_juden.html">https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7hosei_juden.html</a>   |
| 資源エネルギー庁 水素価格差支援               | <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/</a>         |
| METI 水素社会推進法進捗                 | <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/nenryo_seisaku/pdf/021_08_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shigen_nenryo/nenryo_seisaku/pdf/021_08_00.pdf</a>   |
| 日本 CCS 先進的 CCS 事業資料            | <a href="https://www.japanccs.com/wp/wp-content/uploads/2026/03/kouen2.pdf">https://www.japanccs.com/wp/wp-content/uploads/2026/03/kouen2.pdf</a>   |
| 環境省 2025 脱炭素補助一覧               | <a href="https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2025/">https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2025/</a>   |
| 資源エネルギー庁 長期脱炭素電源オークションについて     | <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/stable_power_supply_wg/pdf/002_04_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/stable_power_supply_wg/pdf/002_04_00.pdf</a> |
| 電力広域的運営推進機関 長期脱炭素電源オークション約定結果  | <a href="https://www.occto.or.jp/assets/rjikai/002855/rjikai_566_gian7.pdf">https://www.occto.or.jp/assets/rjikai/002855/rjikai_566_gian7.pdf</a>   |